

令和6年12月10日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東庄町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第10 議案第38号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第40号 東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第41号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第42号 東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議案第43号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第44号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第45号 財産の取得について（追認）
- 日程第18 議案第46号 令和6年度東庄町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第47号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)

日程第20 議案第48号 令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

日程第21 議案第49号 令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正
予算(第4号)

日程第22 議案第50号 令和6年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第51号 令和6年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第24 陳情第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早
急に求める陳情

日程第25 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	海	宝	和	宏	君	
2番	渡	邊	幸	江	君	
3番	前	田	君	江	君	
4番	岩	井	弘	晃	君	
5番	越	川	良	男	君	
6番	柳	堀		忠	君	
7番	桜	井	莊	一	君	
8番	宮	澤		健	君	
9番	大	網	正	敏	君	
10番	佐	久	間	義	房	君
11番	高	木	武	男	君	
12番	鈴	木	正	昭	君	
13番	山	崎	ひろみ	君		
14番	板	寺	正	範	君	

○欠席議員

なし

○出席説明員(14名)

町	長	岩	田	利	雄	君
副町	長	向	後	喜	一朗	君
監査委員	平	山		茂		君
総務課長	堀	江	弘	之		君
企画財政担当課長	加	瀬	博	子		君
町民課長	香	取	康	成		君
まちづくり課長	鈴	木	秀	樹		君
健康福祉課長	布	施	光	規		君
会計管理者	堀	江	香	澄		君
病院事務長	渡	辺	佳	則		君
農業委員会事務局長	前	田	泰	孝		君
教 育 長	石	橋	宏	克		君
教 育 課 長	宇ノ澤			修		君
生涯学習担当課長	郡		伸	明		君

○出席事務局員（３名）

事 務 局 長	伊	藤	雅	晃
次	長	向	後	順 子
副 主 査	白	石	直	人

(午前１０時００分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和６年１２月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、７番 桜井莊一君、１番 海宝和宏君、兩名を指名します。

日程第２、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの４日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

１０番（佐久間義房君）

おはようございます。令和６年１２月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る１２月３日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案１８件、陳情１件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から１３日までの４日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第１日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は、お手元に配布のとおり４名の議員から通告がありました。通告順に渡邊幸江議員、４０分、山崎ひろみ議員、４０分、前田君江議員、３０分、岩井弘晃議員、４５分であります。次に、同意第４号を上程し、採決を行い、続いて、承認第５号から承認第７号、議案第３８号から議案第５１号までを順次上程し、質疑・採決を行います。続いて、陳情１件を上程し、所管の常任委員会に付託して、散会とします。

第２日目の１１日及び第３日目の１２日は休会として、この間、１１日、午前に関文福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月13日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について、町長から1件の報告がありました。内容については、配布の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、専決処分の内容についてご説明いたします。お配りしてございます専決処分の報告についてをご覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

内容は、損害賠償の額の決定及び和解でございますが、町が委託している外出支援巡回バスによる物損事故に対する損害賠償となります。

事故の概要でございますが、令和6年4月15日、月曜日、午後、外出支援巡回バスが運行業務中、東庄町笹川ろ鹿野戸地先において、相手方の所有物であるフェンスに接触し、破損させてしまったものでございます。

当該事故につきましては、3ページの和解条項の内容で和解をし、当該事故にかかる損害賠償の額を決定したものでございます。

100万円以下の損害賠償の額の決定に関するところでございますので、地方自治法第180条第1項の規定により、東庄町議会の議決により専決処分事項として規定された事項に該当する案件として、令和6年9月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今後このような交通事故が発生しないよう、適正なる安全運転管理に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。

議長（板寺正範君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和6年8月24日から11月22日までの行政報告について主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、10月30日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催しております。今年最後の会議として、地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、選挙関係で、解散によりまして10月27日に衆議院議員総選挙が執行さ

れました。当日有権者数は1万925人、投票者数5,988人、投票率は54.81%で、令和3年総選挙と比較して6.98ポイントの減となりました。

次に、防災関係で、2ページ目、上段の防災演習を9月1日に実施いたしました。当日はあいにくの悪天候で規模を縮小しての開催となりましたが、気象予報士会から講師を招いての講話や陸上自衛隊員による炊き出し訓練など、新たな試みを実施いたしております。

また、9月19日には、職員向けの水防演習を実施いたしました。災害が起こった際に的確な対応が出来るよう、今後も継続して防災体制の構築に努めてまいります。

続いて、4ページ目、上段からの町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、各種納税通知書・督促状の発送をして、また滞納処分として財産差押えを実施しております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、戸籍・住民票関係で、6ページ目、上段の個人番号カード関係でございますけれども、期間中のカード交付件数は259件、累計で1万699件となっております。現在も休日交付を定期的を実施するなど、積極的に申請の補助を行っております。

続きまして、8ページ目、中段からの健康福祉課の関係でございますけれども、福祉関係で高齢者福祉関係に記載のとおり敬老祝金の贈呈、米寿・金婚をお祝いする会、満100歳のお祝いを行いました。今後とも高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページ目、中段の7月から給付が始まりました価格高騰重点支援給付金、新規非課税世帯・均等割のみ課税世帯分につきましては、212件分、2,120万円、また同給付金の子ども加算分としまして、39人分、195万円を給付しております。

次に、子育て支援関係で、10ページ目、中段に記載のとおり、子育て応援祝金や出産・子育て応援交付金をそれぞれ支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援策の充実を図ってまいります。

次に、12ページ目、上段からの介護保険関係では、介護認定の状況や介護サー

ビス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、14ページ目、上段からのまちづくり課関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等14件の工事と測量業務委託1件の業務委託を、15ページ目からの農林水産関係では、最下段で、農道舗装改修工事を契約しております。

次に、16ページ目、中段の商工・観光関係では、役場をメイン会場に第37回東庄ふれあいまつりが開催されました。約1万1,000人もの方々が来場、参加をしております。

次に、16ページ目、下段の水道関係では、重要配水管更新工事等の3件の工事と漏水調査業務委託を契約しております。

最後に、18ページ目、中段の東庄病院関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数は、一般病棟入院患者数が17.3人、介護医療院入所者数が33.82人、外来患者数が100.25人となっております。

以上で行政報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和6年8月24日から11月22日までの教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料、19ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係です。8月から10月にかけて定例教育委員会を3回行いました。また、教育委員会、学校等施設訪問を10月11日に行いました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、資料のとおり、こども園令和7年度園児対象入園説明会、就学時健康診断、教育相談、地域部活動検討委員会等を実施しました。

令和7年度のこども園入園募集結果は、町内該当者61名に対して、町内の53名の応募があり、応募率は86.9%です。

次に、契約関係です。東庄中学校生徒用図書購入、東庄小学校スクールバス管理運行业務委託の契約を行っております。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係です。東洋合成工業株式会社千葉工場様から東庄町奨学基

金として200万円の寄附をいただきました。

その他になりますが、昨年度に引き続き10月7日に中学生議会を行いました。中学生が町政に対する施策を理解するきっかけとなりました。また、町政への興味関心が高まりました。次年度も引き続き実施したいと考えております。

次に、生涯学習関係です。初めに、生涯学習事業でございます。杉の子サークル野外研修、自然観察会、第48回東庄町文化祭を行いました。

特に11月3日に実施しました第48回東庄町文化祭では、約1,500名以上の人が会場を訪れていただき、文芸の参観や様々な作品の鑑賞を行っていただきました。ご協力ありがとうございました。

次に、社会体育事業でございます。資料にありますとおり、サッカー教室を初め、様々な会議を行っております。なお、10月13日に実施しました東庄スポーツフェスタでは、秋晴れのもと行われ、約600名の参加があり、盛況でございました。次年度も計画をしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり、様々な会議や講座を行っております。

続いて、21ページをご覧ください。契約関係でございます。東庄町石出体育館バスケットボールゴール更新工事他4件の契約を行っております。

次に、社会教育関係でございます。社会人権教育地区別研修会他3件の会議、大会、行事等を行っております。

次に、図書館関係でございます。東庄町図書館協議会の開催、秋の読書スタンプラリーの実施などを行いました。図書の貸出し数と返却数は資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。22ページをご覧ください。9月から11月の給食の総数は4万8,302食でございます。

指定寄附関係につきましては、有限会社ブライトピック千葉様から学校給食用食材豚肉志澤豚50万円相当をいただき、2月に給食として提供する予定でございます。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。一括と一問一答方式で質問させていただきます。

一括質問では、2点の質問事項の内容で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

質問事項1、国道356号バイパスへの道の駅の設置について。

質問要旨1、東庄町の特産品や観光、歴史、文化を発信する拠点について質問いたします。

国においても、地方創生を重点目標にしておりますが、東庄町の魅力である特産品や観光、歴史、文化を発信する拠点としての道の駅の建設について、町の考えをお伺いいたします。

質問要旨2、町民が長年要望している道の駅的な施設の設置について質問いたします。

以前から、町民の要望があつたにもかかわらず、道の駅建設が町行政施策に反映されないのはどうしてか伺います。

質問要旨3、ふさのくに観光道路ネットワーク事業としての道の駅について質問いたします。

千葉県がふさのくに観光道路ネットワーク事業として整備した国道356号バイパス沿いの新宿3011番1に道の駅建設は可能かどうか伺います。

質問要旨4、花畑公園の計画の経緯について質問いたします。新宿3011番1に花畑の公園を造る経緯について伺います。

質問事項2、町内の各公園の利用について。

質問要旨1、町民が理想とする公園について町は把握しているか質問いたします。

公園は利用されないと空き地と同じで維持管理費だけがかかってしまいます。町民が利用したいと思う理想の公園とはどのような公園なのかを町は把握しています

か。伺います。

質問要旨 2、子育て世帯や若い人などへアンケート調査などによる把握は考えているかについて質問いたします。

子育て世帯や若い人などへアンケート調査などにより利用状況や理想とする公園の在り方などを把握する考えがあるか伺います。

質問要旨 3、公園への要望に対する町の対応についてご質問いたします。

アンケート調査をした場合、要望に対し町はどのように対応していくのか伺います。

以上で 1 回目の質問を終わります。2 回目からは自席にて一問一答で質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、質問事項 1、国道 3 5 6 号バイパスへの道の駅の設置について、質問要旨 1、東庄町の特産品や観光、歴史、文化を発信する拠点で、道の駅建設について、町の考えについてのご質問にお答えをいたします。

道の駅は、誕生当初はドライブの休憩場所として利用されておりましたが、近年では旅行、観光などの目的地として利用されるようになりました。それにより道の駅間で厳しい競争が発生し、集客数や収益を上げるため、商業施設や宿泊施設なども併設されるなど、道の駅の大規模化が進んできております。このように、道の駅を取り巻く環境も変わっていく中、東庄町では、現状の計画はございませんが、今年度、国道 3 5 6 号バイパス東庄銚子間の事業化が決まるなど、近隣を含めた主要幹線道路の整備も進んでくるため、皆様方のご意見を伺いながら、今後の国道 3 5 6 号バイパス沿線の整備状況を注視してまいりたいと思います。

続きまして、質問要旨 2、町民が長年要望している道の駅的な施設の設置で、以前から町民から道の駅の設置の要望をしているが、なぜ行政施策に反映されないかというご質問にお答えいたします。

道の駅建設については、先日、町への提言・意見の投稿で、個人の方から提言及び要望がありましたが、道の駅については大規模な事業でありますので、大きな団体や企業などの協力が不可欠なため、皆様方の意見を伺いながら慎重に検討してい

く必要があると考えております。

続きまして、質問要旨3、ふさのくに観光道路ネットワーク事業としての道の駅で、千葉県がふさのくに観光道路ネットワーク事業として整備した国道356号バイパス沿いにある新宿3011番1に道の駅建設は可能かというご質問にお答えいたします。

ご質問の新宿3011番1は、黒部川新橋の右岸側にあり、国道356号バイパスと県道との丁字路付近に隣接する土地です。

この土地は、議員がおっしゃるとおり、近くに利根川河口堰があり、町の情報発信する場所としては魅力的な場所と考えておりますが、面積などで国土交通省が定める道の駅の登録要件を満たすことが難しいと思われるため、道の駅のような施設を造る構想は現在はありませんが、今後、皆様方の意見を反映を出来るよう、花畑と芝生で構成する公園を当面運用したいと考えております。

続きまして、質問要旨4、花畑公園を造る計画の経緯についてで、新宿3011番1に花畑公園を造る経緯についてのご質問にお答えいたします。

ご質問があった公園の経緯や計画については、令和5年12月定例会終了後の行政執行上の報告の場でも説明をいたしましたが、新宿3011番1は、もともと大きな1枚の田として一人の所有者が耕作しておりましたが、バイパスが出来ることにより分断されて出来た土地です。

バイパス計画の当時、千葉県香取土木事務所が田の所有者と用地交渉をしていましたが、バイパスの北側に分断された土地は田の耕作に適さないため、その土地の買収を求めていました。しかし千葉県では、他の地権者との公平性を保つため応じることが出来ず、やむを得ず町に相談がありました。

町としても異例なことでありましたが、一般国道356号バイパス、小見川東庄工区の完成は、町民が長年待ち望んだことであり、地理的に見て利用価値がある土地と考え、千葉県の買収単価より安い単価で買収をいたしました。

町が買収を決めた後に、この土地の有効利用について内部で検討した結果、河口堰も近くにあり、将来、町民の方や議員の皆様方の意見を反映して転用が可能な花畑と芝生ゾーンで構成した公園を造る計画にいたしました。

また、地元の環境保全会に花の作付けなど管理をお願いし、使用する花については、近くの花農家から安く仕入れをして、除草等についても地元の営農組合に依頼

するなど、地元の協力を得て、維持管理費等についても軽減していく計画です。

なお、公園の新設工事を来年早々に発注が出来るよう準備を進めているところであります。

続きまして、質問事項 2、町内の各公園の利用について。

質問要旨 1、町民が理想とする公園について町は把握しているかについてで、町民が理想とする公園について町は把握しているかのご質問にお答えをいたします。

町民に対して、理想の公園等についてのアンケート等は実施しておりませんが、町民の方と接する時や地元を代表する議員さんや区長さんなどを通じて、町民の理想としては、子供が安心して遊べる設備が整った大きな公園などが理想の公園として多くあるという認識はしております。

続きまして、質問要旨 2、子育て世帯や若い人などへアンケート調査などによる把握は考えているかで、子育て世帯や若い人などへアンケート調査などにより、利用状況や理想の公園在り方などを把握する考えについてのご質問にお答えいたします。

健康福祉課では、5年に1度、子ども・子育て支援の具体的な取組を示す第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めております。計画の策定をする際に、今年の4月に就学前児童及び小学生の保護者を対象に、計画のためのアンケートを実施しております。次回以降、アンケートを実施する場合は、公園の項目についても取り入れてもらうよう検討してもらいます。

また、その他の部署についても、子育て世帯等を対象にアンケートを実施する場合は、公園についても盛り込めるか相談したいと思います。

その他にも都市計画の関係などでアンケート等を実施する場合は、公園等についても意見が反映出来るよう検討してまいりたいと思います。

最後に、質問要旨 3、公園への要望に対する町の対応についてで、アンケート調査等による公園への要望等に対する町の対応についてのご質問にお答えいたします。

子育て世帯などのアンケートにより要望や問題点が浮かび上がった場合は、関係各課と連携して対応を検討してまいりたいと思います。

以上で答弁は終わります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

質問事項 1 の道の駅の関係で再質問いたします。

道の駅については、大規模な事業なので大きな団体や企業などの協力が不可欠との回答がありましたが、どういうことでしょうか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

多くの道の駅では、地元の農産物などの特産物を販売しておりますが、特産物を販売する場合は、地元の生産団体などの協力が必要であり、飲食店やコンビニエンスストアなどが道の駅に入る場合は、企業などの協力も必要と考えております。

答弁は以上となります。

議長（板寺正範君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

面積等で国土交通省が定める道の駅の登録条件が満たすことが難しいためとの回答がありましたが、どのような条件があるのでしょうか。お伺いします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えします。

国土交通省の道の駅の主な登録要件は、無料で 24 時間利用が出来る十分な駐車場、清潔な洋式トイレ 10 器以上、子育て応援施設や道路及び地域に関する情報提供施設の場が整備され、文化教養施設や観光レクリエーションなどの地域振興施設があることなどが要件となります。

答弁は以上となります。

議長（板寺正範君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

平成 30 年 9 月定例会の土屋議員の一般質問で、（仮称）道の駅による東庄町の

観光及び地場産業活性化についての質問要旨で、国道３５６号バイパス開通に伴う河口堰付近の道の駅や農産物の直売所など、計画について次のように答弁してあります。

利根川河口堰付近は、今後、国道３５６号バイパスと北ルートが完成することにより東庄の要衝となり、観光資源となり得る河口堰や河川敷には、コジュリン、オオセッカなどの貴重な生態系を育んでいる日本有数のヨシ原湿地が広がっております。道の駅などの設置場所としては非常に適した場所であると考えております。

また、（仮称）道の駅の直売所や物産センターは、東庄町の豊かな農産物などの地場産業活性化や文化を発信する拠点として有効な手段とも思われます。

今後は、国道３５６号バイパスや北ルートの完成を見据えながら、生産者、専門家、関係団体などの幅広い意見を聞きながら検討していきたいと考えておりますという答弁でしたが、検討したのでしょうか、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

国道３５６号バイパス小見川東庄区間については開通をいたしました。が、通称北ルートについては全面供用開始となっておらず、バイパスから北ルートまでの区間の交通状況などが把握出来ないため、まだ検討はしておりません。

国道３５６号バイパス東庄銚子間も事業化となりましたので、今後も近隣を含めた主要幹線道路の整備状況や道の駅の状況など、注視してまいります。

答弁は以上となります。

議長（板寺正範君）

２番、渡邊幸江君。

２番（渡邊幸江君）

新宿の公園に朝市や農産物を販売する場所として利用することが可能かを伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えいたします。

新宿に新設する公園については、芝生のゾーンなどに朝市や農産物の販売など利用することは可能と考えております。

いずれにしましても、新宿の公園は汎用性の高い公園のため、皆様方のご意見を伺いながら整備してまいりたいと思います。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

最後に、今年、地域の方と行政と一緒に、東庄町の魅力を考えるワークショップが開催されました。町民の意見を取り入れながら施策に盛り込んでいくことは素晴らしいことだと感じました。

今年も地方創生、東庄の未来のため、東庄をアピール出来る施策など、町民の意見を反映出来るよう取り組んでいただきたいと思います。私も一緒に汗をかいてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私からの一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で渡邊幸江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前 10 時 50 分からとします。

（午前 10 時 40 分 休憩）

（午前 10 時 50 分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13 番、山崎ひろみ君。

13 番（山崎ひろみ君）

13 番、山崎でございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

去る 10 月に衆議院解散総選挙が行われ、新たな枠組みでの政権がスタートしました。これまで以上に国民のための政治が実現されることを望みたいと思います。

本日は、大きく2点について質問させていただきます。

初めに、令和7年度予算編成について、次に、GIGAスクール端末の更新について、一問一答方式で行わせていただきます。

我が町においては、限られた財源の中で財政健全化に努め、更に町民の安心、安全を守るための予算編成及び執行を推進してこられたと理解しております。

多くの自治体が抱える少子高齢化の問題は、様々な施策を展開してもなかなか歯止めがかからない現状も理解いたします。

そこで本日は、我が町の財政状況の現状と町民が明るく希望が持てる活力あるまちづくりのための来年度予算編成方針について町長にご答弁をお願いしたいと存じます。

来年度は、町制施行70周年の節目を迎えます。まずは、町長におかれましては、町議会議員時代を含め45年もの長きにわたり町政に携わってこられたことに敬意を表したいと存じます。

町長は、小さな町だからこそ出来ることに率先して取り組まれてきたと私は理解させていただいております。

しかし、町民の皆さんにお会いすると、日々の暮らしの中での不満や将来への不安の声が聞かれます。高齢者が元気に活躍し、若い世代には子育てするなら東庄と思ってもらえる環境を整えてあげたいと考えています。

10年前の町制施行60周年の際には、高校生までの医療費の無料化を他の自治体に先駆けて実施していただきました。

この度も大きな目玉となる政策をお考えでしょうか。町民に安心と希望が持てる来年度予算編成方針について伺いたいと存じます。これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

山崎議員の質問のうち、私からは、質問事項1、令和7年度予算編成についての我が町の財政状況の現状と活力あるまちづくりのための来年度の予算編成方針につきましてお答えをさせていただきます。

なお、そのうち、我が町の財政状況の現状につきましては、この後、企画財政担

当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

来年度予算の編成につきましては、11月1日、各課に通知しており、編成方針として掲げました重点とすべき基本的な考え方について主なものを述べさせていただきます。

まず1点目ではありますが、第6次東庄町総合計画及び現在策定中の第3次東庄町総合戦略に掲げる事業について、前年度までの成果、そしてまた課題を踏まえ、重点プランの推進に全力に取り組むこと。

2点目といたしましては、事業の選択と集中としまして、DXの活用によります効率化やコストの削減、類似事業の統合や廃止を行う一方で、新たな行政ニーズや地域課題に対応するために行政的な需要、そしてまた効果の高い事業、東庄町の強みを生かした事業についての的確に対応すること。

そしてまた3点目といたしまして、過疎地域持続的発展計画を勘案いたしまして、一層住民福祉、そしてまた住民サービスを充実させること。

4点目といたしましては、国・県の予算情報の収集に努めること。今後は、国補正予算の動向につきましては、新たな施策の展開について検討してまいります。

5点目ではありますが、歳入面の町税収入の確保、徴収率の向上に向け、なお一層の取組を強化すると共に、それを掲げております。

なお、詳細な実施事業につきましては、現在、各担当課において精査中でありますので、来年度予算では、これまで行ってまいりました結婚・出産などの子育て世代に対する支援を継続すると共に、子供や若者が希望をもって健やかに暮らせる環境づくりや公共交通を初めといたしました高齢者が生きがいをもって暮らせる施策について継続して推し進めてまいりたいと考えております。

また、町制施行70周年を迎える節目といたしまして、事業についてですが、第6次東庄町総合計画を踏まえ、着実に事業を実施すると共に、限られた財源の中で事業の優先度を検討いたしまして、メリハリのある予算と考えております。

また、70周年記念式典や関連事業につきましては、実施に向けて今、予算を編成中でございます。

以上、簡単ではございますけれども、令和7年度当初予算編成方針につきまして述べさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

山崎議員の質問のうち、私からは、我が町の財政状況の現状についてお答えいたします。

当町の財政状況の現状について、一般会計決算によりご説明をしたいと思います。

令和5年度の歳入歳出差引額は、令和4年度決算と比べて、中学校大規模改修の実施などにより1億7,479万9,000円、22.7パーセントの減となっております。町債残高は4億172万6,000円増加し51億6,629万6,000円となりました。また、財政調整基金は、新規積立などにより1億9,002万円増で13億9,485万1,000円となっております。

長期的な動向ですが、財政調整基金の残高が最も多かったのは平成28年度で15億555万8,000円でした。令和元年度には財政調整基金の残高が6億5,466万4,000円まで減少しましたが、近年は中学校大規模改修など必要な事業は実施しながらも積立金は増額傾向にあります。

また、地方債残高は、平成29年度は31億7,663万9,000円でしたが、その後、学校給食センター建設事業や中学校大規模改修事業など、大規模なハード事業が続き、交付税措置のある過疎対策事業債の借入額が増加したことなどで、令和5年度に51億6,629万6,000円と、これまでのピークを迎えております。

また、毎年度の決算に基づき「財政健全化判断比率」の4つの指標として、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」について公表しております。公表開始となった平成19年度以降、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。

これらのことから、当町においては健全財政を維持出来ていると思っております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町長、答弁ありがとうございました。そして企画財政担当課長、財政状況について細かく数字で説明いただきありがとうございます。

健全財政を維持しながら事業計画を立て、執行していただいていること、承知しました。

しかしながら、近年、水道施設を初め、公共施設の老朽化が目に見えています。更に子育て、教育、高齢者施策等、ソフト面での経費は増えるのではと考えます。私ども議員のみならず、町民の皆さんが心配されることでもあります。これまでも健全な財政運営に取り組んできたと思いますが、これからの方針等を伺いたいと存じます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、公共施設の老朽化のうち水道施設につきましては、現在、町の重要施設である新堀配水場からの重要管路の更新を進めており、来年度についても継続して更新を進めてまいります。

その他の公共施設につきましても、令和5年5月に改訂されました公共施設等総合管理計画に基づき、きめ細かな点検・修繕の実施により、施設の長寿命化や安全性を確保すると共に、町内の施設全体で優先順位を計画的に見極め、必要性を検討した上で改修を実施してまいります。

また、今後の取組といたしましては、歳出全体では費用対効果を勘案し、必要な事業や支援は実施しながらも需用費等のきめ細かな節約や抑制による歳出削減を図ってまいります。

歳入につきましても、町税を初め徴収体制を強化することで収納率の向上に向けて取り組んでまいります。

また、新たな財源として、ふるさと納税についても町の魅力のPRや返礼品充実など、強化を図ってまいります。加えて人口減少対策として、本町の魅力を生かした雇用の創出や子育て環境の充実などを図ると共に、移住定住支援を継続してまいります。

東庄町に住んでいる人もこれから町を知っていただく人にも地域に愛着や魅力を感じるまちづくりを目指すことで健全な財政運営につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

公共施設の老朽化に関しては、計画的に進めていただきたいと思います。

また、町民の意識は40年、50年前とは大きく変化してきています。住んでいる区や自治会で担ってきたことが難しくなっている現状です。例えば、防犯灯やゴミステーションの管理、これまで当たり前とってきたことが継続困難になってきています。町全体で考えなければならない問題です。財政が大きく関わることで、抜本的に見直す時が来ていると思います。町民が不公平感を持たず、なおかつ地域のコミュニティーが存続し、みんなが元気に暮らせるまちづくりをしていかなければと考えます。

来年度、70周年の事業については編成中とのことですが、コロナ禍により、ここ数年は閉塞感漂う生活を強いられてきた感があります。町民が明るく希望を持って進んでいける施策が必要ではないかと考えます。高齢者が元気に活動でき、子育て世代もまた東庄に住んでよかったと実感していただきたいと思います。

そこで、来年度予算には、子育て支援住宅については盛り込まれているのでしょうか。私ども議員も、多古町の事例を視察させていただきましたが、私としては、東庄町らしい形で実現すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありました子育て支援住宅につきまして、私どもも視察させていただきましたが、多古町のような借上型の子育て支援住宅につきましては、財政的負担が大きいことから難しいと考えております。

しかし、東庄町らしい形で子育て住宅支援や住宅整備を考えてまいります。また来年度予算につきましては、予算要望の段階であり、何も決まっておりませんが、先程議員がおっしゃられましたコミュニティーの存続や明るい希望を持って進んでいける政策などを盛り込んで検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

はい、ありがとうございます。毎回、財政健全化に努めながら、なおかつ活力あるまちづくりのための施策を実施してほしいといつも述べさせていただいております。抽象的な言い回しかと思いますが、これからは益々町民の理解、協力をいただき、執行部、更には若い職員の皆さんが一丸となって考えていくことが必要かと思っています。そして私ども議員も町民の声を聞きながら、そこから一般質問等で提案させていただいております。

これからも町と議会が力を合わせ、活力あるまちづくりのために働いていかなければと私は思っております。3月議会には、執行部の総力を挙げての予算編成が提出されることを期待いたします。

では次に、2番目の質問事項でありますGIGAスクール端末の更新について伺います。

GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していく構想であります。翌2020年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、子供達の学びの機会を守るため急速に普及し、今年8月現在でGIGAスクール端末は全国で950万台に上ります。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えます。GIGA第二期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として、都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。

また、端末更新の68パーセントは2025年度に集中しているとのこと。そこで、我が町の更新時期及び今後の方針について伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、千葉県内で令和7年度にGIGA端末の更新を予定している市町村は40市町村あり、全体の68パーセントに当たる33万5,000

台ございます。

本町においては、令和7年12月末で、現在、児童生徒が使用しているGIGA端末が導入後、丸5年を経過し、更新の時期を迎えます。

更新にあたりましては、県が設置する公立学校情報機器共同調達協議会に参加し、この協議会で作成した共通仕様書を基に5年間のリースによる端末の調達を予定しております。

具体的には、令和7年度中に機器の準備を進めていき、令和8年4月から新しいGIGA端末での学習がスタート出来るよう進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

令和7年12月で丸5年が経過するということですが、令和8年1月から3月まではそのまま継続して使用するということでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

議員のおっしゃるとおり令和7年12月末で現在使用しているGIGA端末のソフトウェア及び運用支援並びに保守契約が終了いたします。しかしながら、本町の端末機器は買取機器であります。教育委員会としましては、令和8年度当初からの端末切替で進めていく予定です。

そのため、令和8年1月から3月までの3ヶ月間は、既存のソフトウェア及び運用支援を延長する予定であります。また、保守については、3ヶ月ということもあり、予備機で対応することが十分可能と考えておりますので、延長しない予定です。

以上のことから、端末機器は令和8年3月末まで継続して使用いたします。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

来年度中は現在の端末を継続して使用していく、次年度からは5年間のリース契約を考えているということで承知いたしました。

次に、端末のデータ消去等処分の方法について伺います。懸念される事項の一つ目は、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で、端末が再使用、再資源化されなかった場合、第二期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があります。3省合同通知によれば、「排出事業者には処理の責任があり、仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる」と小中学校等の排出事業者としての責任を警告しています。更に国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で回収後、約4割が海外等へ輸出され、不適正な処理が多発、国際問題化しています。

2025年1月以降、国際条約（バーゼル条約）の改定により、政府間合意がない限り輸出は原則禁止されるため、使用済み端末の再使用、または再資源化について法律を遵守した適切な対応が求められます。

2つ目として、「データ消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われる可能性がある」とも言及されています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性があります。GIGA端末の記憶媒体は単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされております。専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子供達の個人情報の流出につながりかねません。来年度以降の端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

更新の終わったGIGA端末については、文部科学省、経済産業省、環境省から合同で出された「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に則り処分する予定でおります。

具体的に文部科学省が求める適切な処分方法としては、小型家電リサイクル法に基づき経済産業省・環境省から大臣認定を受けた事業者処理委託をするものであ

ります。この認定を受けた事業者については、国が示す認定基準等に基づき解体、破碎、選別等による再資源化技術を有しており、加えて回収から再資源化に至るまで情報漏洩対策を講じています。教育委員会といたしましても、法律に遵守した適切な方法での処分として、本認定を受けた事業者に委託するように考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知いたしました。適切に処理していただくようお願いいたします。

次に、学習補助としてデイジー教科書の導入について伺います。

小中学校の特別支援学級を中心に、発達障害児らの学習を音声や色で補助するマルチメディアデイジー教科書、通称デイジー教科書を導入している学校が多くあります。

デイジー教科書は、通常の教科書と同じ内容がデジタル化されたもので、タブレット端末にダウンロードして使います。文章の音声を流しながら、その箇所に色で強調したり、文字の大きさや音声の流れる速さを調節したり出来ます。発達障害などにより、普通の教科書では文章や図解を読解するのが困難な子供の学習を助けてくれます。

そこで、我が町の児童生徒の中に、学習障害の一つである発達性読み書き障害（ディスレクシア）の子供さんは在籍していますか。

日本の小学生の約7から8パーセントに存在すると言われています。従って、読み書きを苦手とする児童はクラスに2、3人いると見られます。

ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することも出来るとされています。学校現場を確認し、導入すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

デイジー教科書による読みの支援について、読むことが困難な児童生徒や日本語

が読めない児童生徒に対して、音読してくれるアプリケーションは、学習を進めるうえで便利なシステムだと認識しております。

現在、在籍している児童生徒には、デイジー教科書を必要としている児童生徒はおりませんが、今後、学校から教育委員会へそのような相談があった際には、無料で使用出来るアプリケーションを紹介するなどして、学習の支援に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

現在デイジー教科書を必要とする児童生徒はいないとのことですが、読み書きに困難を抱える子供は本当にいないのでしょうか。学習補助として導入して使用し、体験させて様子を見ることも大事ではと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

今後、学校現場の教師からもっと詳しい聞き取りを行うなど現状把握に努め、子供達の教育のためにデイジー教科書などの有益な教材の提供に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

現場の先生方は一生懸命指導にあたってくれていると思います。環境を整備するのは教育委員会の仕事だと考えます。東庄町は近隣の自治体に比べ、子供達に対する教育環境は決して引けを取らないと思っております。これまで以上に学校現場を把握し、よりよい教育環境を整え、全ての子供達の成長をサポートしていただきたいと考えます。

以上で本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

こんにちは。3番、前田君江です。議長のお許しをいただきまして、東庄町の広報活動について一般質問をいたします。

異常気象が続くこの頃、不安を抱く人も多いのではないのでしょうか。しかし、東庄町は大災害や大事件に遭遇した過去が少ない町と言えます。そんな東庄町のよさを宣伝するツールについて、本日質問いたします。

質問要旨1、高速バスなどへのラッピングを使った町の宣伝を考えているか。

皆さんもバスの外観の至るところに、ご当地キャラクターや観光地の景色、町の政策や取組が書かれた宣伝高速バスをご覧になったことがあると思います。その結果、移住者がわんさかということであればよいのですが、そう簡単なことではないでしょう。それでも同じ香取郡の多古町、最近では神崎町も見かけます。旭市もしかり。それなのに東庄町では一向にそういった声が聞こえてきません。

高速バスや電車などに町の政策や観光案内などの目を引くラッピングや車内吊りのような宣伝をお考えになってはいかがでしょうか。今後の計画として予算を検討されているのであれば、その金額なども含め、ご回答をお願いいたします。

一問一答方式を選択いたしましたので、2回目の質問からは自席で行います。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、東庄町の広報活動について、質問要旨1、高速バスへのラッピングを使った町の宣伝を考えているかについてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、近隣市町村の名前が掲げられた魅力を宣伝する高速バスを目にしたことがあります。ラッピングバスは企業広告やイベントプロモーションなどの目的でバス全体にデザインやメッセージを印刷した特殊なフィルムで覆われたバスとなっており、屋外広告物となります。バス会社に問合せしましたところ、1台当たり製作費が90万円から100万円となり、1年間の広告料は更に77万円から100万円と、こちらは走る路線で違うようです。もちろんフルラッピング

ではなくバスの印刷フィルムの張る面積や場所によって価格は違いますが、安価ではありません。

費用対効果について検証する方法が難しいことから、事業については十分考える必要があると思っております。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

各バス会社さんにリサーチしていただいたようですね。バス1台についてもそれなりの金額がかかるようです。

どうでしょう、東庄町は来年70周年を迎えます。何か町の皆さんの心に残ることを考えておいでですか。町内のおめでたい式典もよいのですが、記念のバスラッピング、もしくは電車車両のラッピングというのを企画されてはいかがでしょう。テレビに取材をされれば、東庄町、何か聞いたことあるよねというぐらいまでは知名度が上がるかもしれません。もちろん東京方面に対してのコマーシャルですが、ラッピングバスやラッピング電車を走らせるというのであれば、当町に停車するものにしていただければ、町民の皆さんの気持ちも上がるのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまのご質問にお答えします。

先程、バスについて申し上げましたが、電車においても調べましたところ、中央総武線10両1編成の車両に12週間の広告で850万円となり、それ以上のラッピングとなると高額が予想されます。

また、車内の広告として、中吊り広告や様々な広告がありますが、よくあるB3の横型のもので、製作費を入れずに1ヶ月の掲示期間のみで千葉駅より東側エリア、内房線や外房線であれば16万円から、総武線や総武本線は55万円からとなっているようです。金額の幅は路線だけでなく、もちろん掲示される車両数によっても価格が変わります。

先程、議員より70周年を迎えるにあたりとありましたが、10年前の60周年の際にはJR千葉駅より東側エリアの中吊り広告を「いちご狩り観光誘致」として1月下旬から1ヶ月間、車両内450ヶ所に16万8,000円で観光協会が掲示しております。

また、各方面に問い合わせた結果、高速バスや電車への広告掲示車両は、どちらの場合もその市町村内を走るというのではなく、広告として掲出市町村からは離れた場所を走ることから、町民の方が目にすることは少ないようです。議員がおっしゃる当町に停車するものにすれば、町民の皆さんの気持ちも上がるのではという意図では、他の市町村ではないようであります。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

今回、私が伺っているのは、東庄町の宣伝です。東庄町にとっては多額の出費になり得る上に、観光客や移住定住の方が増えたのか、その結果、その効果が確認するのが難しいということで、二の足を踏んでいるといったところでしょうか。

そもそもラッピングで伝えたい東庄町の推せる内容、観光の目玉や、先んじた子育て政策、移住者の受入れ体制といったコマーシャルが打てる材料がないのではありませんか。

コロナ禍から脱したというのに、観光イベントは縮小の一途をたどっているように見受けられます。例えば、公民館まつりは毎年変わり映えのない内容ですし、行きたいという気持ちを沸き立たせる新しい試みがないですね。つつじまつりのイベントは中止になっています。イベント広場は何のイベントも行われていない。こじゅりんマラソン大会も距離を長くして、町外のアスリートの方に積極的に参加していただくといった前年より面白くしようとか、大勢の町内外の方が注目するようなイベントにしようとか、そんな考えを持って宣伝していますか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまのご質問にお答えします。

観光やイベントの分野は、常に広告や宣伝することが必要だと私も思います。子育て政策や移住者の受入れ体制については、事業内容や補助金などをホームページやパンフレットなど情報伝達手段を用いて、多数の方が目にするような、またターゲットに届くようなPRをすることが必要だと考えます。

今回、70周年をよき機会と捉えて、町の宣伝広告と情報発信をしていきたいと思っています。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。東庄町に目が行くような観光の目玉を作っていきましょうよ。大きな災害もない、大きな事件もない、でも行ってみたいと思う魅力もないのでは人は増えません。新しい発想やアイデアをひねり出してください。町内外のいろいろな方とタッグを組み、今までやったことがないイベントや観光の目玉を生み出してくれることを期待しています。これを軸にバスや電車のラッピングを施し、町をもっと宣伝してください。

質問要旨2、町のホームページについて独自の工夫はあるか。

この質問については、ホームページのデザイン云々や掲載内容のレイアウトの順番を問いたいのではありません。ご存知のように、働き盛りの50代より下の世代の方は、全てではありませんが、誰かに聞いたり相談するより先に検索エンジンを使って自身の知りたいことをリサーチされています。

例えば、「子育てに良い町のホームページ」とスマートフォンやパソコンで検索すると子育てによい人気のまちランキングなるものを押さえて、対岸の神栖市のホームページが一発目に画面に出てきました。こんなふうに町の政策内容で検索をかけたら東庄町が最初に出てくるようになればよいのですが、日本全国の1,718市町村のてっぺんを目指すというのはなかなか至難の業です。

でも、東庄町も負けない政策を打ってきているではないですか。子育て政策や移住定住の施策は他の市町村にも負けない内容ですし、健診や高齢者対策も充実しています。そこにプラスして、日本中の誰かに刺さるような独特の特集を組んでいるなどのホームページを検索してみようと思う工夫をしていますか。されていればそ

の取組内容も教えてください。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ホームページの掲載につきましては、新しい情報が出る度に更新するようにしております。

また、本町独自の特集の1つとしては、ドローンパークの国際ドローン協会と連携して水稻の農薬散布など、ドローンを活用した様々な事業を全国でも先駆けて行っておりますので、ホームページでも東庄町としてドローンの特集を組んでおります。

町のホームページを検索してみようと思っただけの取組としましては、広報や各種パンフレット等の紙面に二次元コードを掲載したり、LINEにあるリンクメニューから町のホームページに直接移行出来る設定にしており、町のホームページを簡単に見ていただけるように努めております。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

企業のホームページにしても個人事業主のホームページにしても、多くの人に見てもらうための努力は並々ならないものがあると思います。自治体のホームページも努力は必要です。対価を払って検索上位にされているホームページもあるとは思いますが、創意工夫でのし上がったホームページもあります。今伺った内容は、努力をしていないとは申しませんが、足りているとも思いません。ホームページでも新しい試み、新しい挑戦が必要と感じますが、いかがですか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありましたホームページでも新しい試み、新しい挑戦が必要と感じるかについてですが、常に情報の発信や更新は必要だと思っております。IT関係にはスキルを持った職員が必要なため会計年度任用職員を雇用し、過去の掲載について

も見直し、一目で分かるよう、視認性を上げております。ホームページ本来の目的である情報量を増やし、充実させていくものと考えます。そして、ホームページをより多くの方に見ていただくツールとして、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用しております。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。期待しています。

続きまして、質問要旨3、SNSを活用したPR活動の方向性は、方向性はもちろん観光客や移住者を増やしたいという目的のためかとは存じますが、それ以外の可能性や方向性があれば是非お聞かせください。

まず、11月1日から始められたばかりのInstagramの現在のフォロワー数と目標フォロワー数を教えてください。自治体のInstagramのフォロワー数は、1万人を超えると大成功と聞いたのですが、その辺りの意気込みも伺いたいです。他の市町村のフォロワー数や内容を目標や参考にされていれば教えてください。

現時点で1ヶ月と少しですが、インスタの内容が広報に載せる内容とほぼ一緒のように見えました。ちょっともったいないように思うのですが、その辺りの新企画などもあれば教えてください。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

SNSは、観光客や移住者など、町外の方へ発信するだけでなく、町民へのいち早いお知らせや町の魅力を再発見していただくなど、目的や使い方はSNSと一口に言っても、それぞれの用途によるところだと思っております。

町のInstagramは11月1日からアカウントを開始したばかりですが、11月3日のふれあいまつりに来場者へフォローや拡散の依頼を行い、現在のフォロワー数は202人と、1ヶ月で200人を超えております。目標フォロワー数は、近隣の観光PRの先進事例である銚子市の2万人を、かなり高い目標ではありますが、目指し、地域の知名度と魅力向上を図ります。

インスタグラムの特徴としては、町からの発信だけでなく、フォロワーの皆様方から情報を投稿していただくという利便もありますので、例えば、東庄町の飲食店を回り、「#今日のランチ」を紹介したりしております。店名や住所を載せて、閲覧者が興味を持っていたいただいたお店に行きやすいように努めております。

また、週に3日から4日、インスタグラムを上げております。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

まだ始めたばかりのインスタグラムで日々フォロワーが増えているのは理解しました。このツールの特性を生かし、町民の皆さんと一体化した宣伝活動を推し進めていくのですね。まずは1年、様子を見ます。楽しみです。

次に、2012年からスタートしている旧Twitter、現在のX、コジュリンくんのつぶやきについてフォロワー数と効果を教えてください。

特にコジュリンくんのつぶやきの内容が、私個人の感想ですが、ワンパターンではないかなと思いました。10年以上の間ずっと1人の方が担当しているわけではないと思います。たまに面白いと思うつぶやきもありますが、申し送りされたありきたりの内容をなぞるだけではない、新鮮で斬新でピュアな感性をコジュリンくんが発信出来るとよいのではないのでしょうか。

例えば、「コジュっす、見つけたよ」などと言いながら東庄の野鳥仲間を紹介するとか、町で飼われているペット達と触れ合った感想をつぶやくとか、害獣問題や外来生物の脅威を吐露するとか、親水公園のホタルと喋ってきたとか、人ではない、鳥型のゆるくないキャラクターを生かしたツッコミつぶやきなどはいかがでしょうか。イベント紹介や特産物紹介も続けていただきたいのですが、今までとは違う視点の町の魅力発信なるものを今後考えてみてはいかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

コジュリンくんのXアカウントは2012年から町の観光協会が運営しており、現在のフォロワー数は1,862人です。Xの効果については、町外の方に向けて

観光情報やイベント情報を発信し、PRを行うことにより、町に来ていただくきっかけとなることだと考えております。

町民の方への効果としては、町のニュースや行政情報をタイムリーに提供することにより、町民の方が必要な情報をいち早く得ることが出来るようになると考えております。

ご質問のありましたコジュリンくんのつぶやきがワンパターンではないか、今までと違う視点の町の魅力発信なるものを考えているかについてでございますが、議員がおっしゃるとおり、コジュリンくんのつぶやき内容は役場職員が考えており、前例等を参考に作成するため、どうしても斬新な表現は少なくなっているかと思っておりますので、今後、魅力的な発信が出来るよう、検討をしてみたいと思います。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

Xはあくまでもコジュリンくん目線の面白トークがよいのであって、町のニュースや行政情報に固執しすぎなくてもよろしいのではないのでしょうか。

確かにコジュリンくんのXを見て知り得たニュースもあるかもしれませんが、それらの内容はホームページやLINEなどで十分伝えようとしているのではないのでしょうか。使い分けが重要と考えます。

次に、東庄町のLINEアカウントについても伺いたいします。

私自身は、LINE友達になったのが今年の4月でしたが、これはもっと前からスタートしていたのでしょうか。いつも町内外の注意喚起をLINEで受け取っています。地震、火事などの災害情報や防犯の呼びかけ、行方不明者の搜索やそれらの結果など、またLINEから広報とうのしょうがスマートフォンで見られ、町のホームページにも連携している、本当に助かっております。今や80代の方々もLINEを使いこなしている方が増えていると聞きますが、東庄町での普及率はどのくらいなのでしょう。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまのご質問にお答えします。

町で公式LINEは2011年11月からスタートいたしました。現在の登録者数は1,116人であり、町外にお住まいの方も登録されていると考えられますので、普及率として考えるのは難しい面もありますが、11月1日時点の住民基本台帳の人口、12,641人で見ますと8.8パーセントとなると思われます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

LINEが一番古くから使われているとは知りませんでした。13年経っているのですね。それでも8.8パーセントは少ないように思うのですが、友達登録を町内の皆さんにすすめていますか。すすめているのであれば、どのような方法をされているのかお聞かせください。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

令和4年10月にホームページを大きくリニューアルいたしましたので、その際にホームページとLINEとの連携をするようになりました。また、その際には新規LINE登録者へのプレゼント企画等を実施したことなどもあります。現在は、町の広報とうのしょうにLINEの二次元コードを印字し、登録を促しております。

しかし、議員がおっしゃるように8.8パーセントは少ないと思っております。役場窓口にQRコードを記載したパネルを設置し、ご来場いただいた皆様に、様々な年代の方に登録いただけるよう工夫をしております。

以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

是非よろしく願いいたします。これまでお聞きしたInstagram、X、LINEを活用したPR活動について、先程申し上げたように、使い分けが重要かと思えます。この三つ、これからどのように進めていこうかとお考えですか。使い分け

をお聞きします。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありましたインスタグラムは、特徴である画像や動画を見る、投稿するに特化しておりますし、インスタ映えという言葉をよく耳にしたいと思います。また、ユーザー同士で共有出来る利点があります。今後、インスタグラムでの写真展なども考えていきたいと思っております。

続いて、X、旧T w i t t e rは、最も拡散力があり、リアルタイム性が高く、今を表現するのに適しております。テキストの文字数は140文字と制限はありますが、文章に直接外部サイトのURLリンクを張ることが出来ますので、町のホームページへの誘導がしやすいなどの利点があります。先程申し上げましたように魅力的な発信が出来るよう検討してまいります。

L I N Eは、情報を町から一方的に発信しておりますが、比較的用户には分かりやすい仕様となっております。今後も防災無線で聞き取りづらい内容を町からの放送で文字として表示するなど、カバーいたします。今後も町内外のイベントで登録をPRしていきたいと思っております。

また、どれもアンケートの機能なども搭載されておりますので、使っていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。インスタやXの発信を楽しみにして下さる方が増えること、それが東庄町に目を向けていただく一歩になると思います。町の観光課担当の方やSNS担当の方、その他の町職員の多くの方が意見を出し合って、町民の皆さんを巻き込んで町をPRしていけるとよいと思います。今の状況では、宣伝に消極的に感じます。もっとグイグイ東庄をアピールしていきましょう。今の時代、古希を迎えた70代はめちゃくちゃ元気ですよ。70歳を迎える東庄町の新しいものへの挑戦を応援します。これらのSNS利用で東庄町に活気をもたらしてくれることを期

待し、質問を終わりにします。

議長（板寺正範君）

以上で前田君江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

4 番、岩井です。よろしくお願いいたします。

午前中の女性陣 3 人に引き続き、紅一点ならぬ黒一点ということで、頑張ってまいりたいと思います。

今年も残すところあと 3 週間となりました。年々 1 年が早くなるなど感じます。この議場内においては、一番恐らく若いであろう私が言うのもおかしいかもしれませんが、私は今 32 歳なので、1 年は 32 分の 1 になります。同じ 1 年でも小学 1 年生にとっては 7 分の 1、様々体験するにしても、子供の頃というのは何もかもが新鮮、初めてだったりするわけです。ということで、我々大人よりも子供達は密度の濃い 1 年を過ごし、また 1 年が長く感じるようです。思い返してみると確かにそうだなと思います。ということは、大人が思っている以上に子供達が 1 年をどう過ごすかというのは重要であるということになります。

1 年 365 日、この中で何を経験し、どんな先生と出会い、どう成長出来るか、まさに一年一年の積み重ねが子供達の未来に直結し、可能性を広げていくわけです。

これには、まず私達大人がしっかりしなければなりません。私は、書道という分野で子供達、そして保護者の方々と長らく交流をしております。そんな中で、やはり東庄町には小中学校がそれぞれ 1 校なのだから、まさに学校イコール町であると、そういった認識をしている保護者の方の意見をよく耳にします。まさに町全体で子供達の生活環境や学習環境を整備し、成長を後押しせねばなりません。

ということで、まずは生活環境に関連するところで、質問事項 1、小学生の安心

安全を守る取組ということでお尋ねいたします。

要旨1は、小学校周辺の道路環境についてです。

小学校と公民館の間に横断歩道を設置してほしいという声が、区長会を初め以前から様々あると聞きますが、設置に至らない理由はあるのでしょうか、改めてお聞かせください。

なお、一問一答形式で進めてまいりますので、以降は自席から失礼いたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

町公民館駐車場出入口から東庄小学校側へ直接渡る横断歩道増設の要望について、横断歩道設置基準に関しては警察による交通規制基準というもので定められており、横断歩道の間隔は市街地においては、概ね100メートル以上とするとの基準が示されております。現在、信号がある交差点に横断歩道が設置されており、ここから町公民館駐車場の出入口までの距離は59メートルとなっております。こちらについては香取警察署にも確認をしており、横断歩道の増設については現状不可能と回答をいただいております。

教育委員会としましては、児童の安全確保のため、交通ルールに従い、信号がある交差点の横断歩道を利用しての児童の送り迎えをお願いしているところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

はい、分かりました。ルール上、不可能ということで、つい大人も含めて最短距離を行こうと横断歩道がないところを渡ってしまいがちですけれども、当たり前の交通ルールを守るということで、改めて徹底していく必要があるかと思います。

学童や公民館利用者、それから送り迎えの際など、子供達の安全を守るために再度周知してもらった方がよいかと思うのですけれども、何か方法はありませんでしょうか、お尋ねします。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

教育委員会としましては、東庄小学校の保護者に向け、町公民館駐車場の出入口から横断しないよう文書で周知をすることと併せて、児童にも交通ルールの再周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。事故に関しては、注意してしすぎることはないと思いますので、よろしくお願いいたします。それでも起きてしまうということもあるわけですから。もちろん町民一人一人のモラルや意識も重要になってきます。子供達のお手本となれるような大人にならなければいけないと私自身も感じるところであります。

もう一つ、道路環境ということで、スクールゾーンに関してですけれども、東庄小学校が実施した第一回学校評価アンケートの中で、通学時のスクールゾーンが安全ではないと、そういった声があったということです。

実際に、対象の時間帯にも関わらず通行許可証なしに通ったり、警察から注意を受けている方もいると聞いております。通学時の子供達に車が突っ込んで事故になるケースは、残念ながらニュースでも後を絶ちません。もちろん現状でも道路標識でスクールゾーンであるということは示していることは分かっております。が、万が一ということもありますので、その万が一があってはならない問題ですから、保護者の方達も心配なのだと思います。

こういった意見や現状に対して、町としてのご見解をお聞かせください。

また、対策として何か出来ないものでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

東庄小学校北側道路のスクールゾーンについては、交通規制となるため、香取警察署の管轄となっております。本箇所は、過去に東庄町通学路安全推進会議で対策を依頼していたところであり、香取警察署に取り締まりなど、対策の依頼をさせていただいた経緯があります。

教育委員会としましては、今回の質問を受け、再度香取警察署に対策の依頼をさせていただくことと併せて注意喚起の看板を更新し、交通安全の推進に努めていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

再度、香取警察署の方に依頼をしていただけるとのこと、それから注意喚起の看板を更新していただけるとのこと、ありがとうございます。

こうした町の真摯な対応は、保護者の方々、ひいては子供達にも伝わるといいます。なかなか違反してる車に対して一般の方が何か注意したりとか、そういったことは出来ないと思いますので、是非警察の皆様のお力をお借り出来れば幸いだと思っております。

次に、質問要旨の2ですけれども、児童保護者の駐車スペースのことについてお尋ねいたします。

これは特に行事がある時の話ですけれども、学校が統合してから度々保護者の方からのご意見として、学校近くに駐車スペースをもっと設けられないのかと、そういった声をお聞きします。これは物理的な問題なので、スペースがない以上、どうこう出来る問題ではありませんけれども、まずは現状をお聞かせください。

また、公民館や役場の駐車場は原則駐車禁止なのか、併せてお答え願います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、駐車スペースについては、東庄小学校の行事の予定が決まり次第、東庄小学校から町に駐車スペースの確保について申請していただきます。それに基づき、

小学校から近い駐車スペースを確保しております。具体的には、町民体育館駐車場、水防倉庫駐車場、町公民館北側駐車場、東庄町スポーツ広場、グリーン歯科裏の広場となります。

行事の規模や予約状況により全ての駐車スペースを確保出来るとは限りませんが、十分な駐車場の確保に努めております。今年度行われた行事でもスポーツ広場やグリーン歯科裏の広場は満車となっていないことは確認してございます。保護者の皆様については、時間に余裕を持った行動をお願いいたします。

また、役場の駐車場については、平日は来庁者のための駐車場として確保しておりますので、申し訳ございませんが、役場の駐車場には駐車しないよう、引き続きご協力をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。満車になっていないところも割とあるということで確認いたしました。であれば、多少距離があるところもありますけれども、何とか時間早めに来ていただくなど、保護者の皆様にもご協力をいただくのかなと思います。

ちなみにですけれども、役場駐車場に関しては、閉庁日についてはいかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

小学校の行事が役場の閉庁日に行われる場合は、役場駐車場も駐車スペースとして利用することが出来ます。よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。閉庁日も駄目と言われてしまうとどうしたものかと思っていたんですけれども、役場が休みの際は使ってもよいとのことで安心いたしました。この場を借りて保護者の皆様には、町の実情をご理解いただきまして、ご協力をお願いしたいと思っております。

では次に、質問事項の２、小中学生の学力に関してということで、質問要旨１、全国学力・学習状況調査の分析がどうなっているのかをお尋ねいたします。そもそも、全国学力・学習状況調査の目的ですけれども、文科省はこのように定めています。「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図る。」

それから、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。」「そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」とあります。

令和６年度の東庄町教育施策でも、本年度の重点として、「全国学力状況調査の結果を分析し、学力の向上を図る。」とあります。また、指導主事制度を生かし、学力向上を旨とすることも書いてあります。統合から５年が経とうとしています。子供達や保護者の皆様も、統合後の体制に慣れた方も多いのではないかと思います。また、学校環境を見ても、支援員の方がたくさんいます。支援員さんは、支援が必要とされる子供達への補助を担われているようですけれども、それはやり方によっては、クラス全体によい影響を及ぼすと考えています。指導主事制度も生かしながら、この全国学力・学習状況調査を活用すべきと考えますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

どう分析して、どのように活用しているのか、具体的に教えていただければと思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、学力について、その定義を述べさせていただきます。

学校教育法第３０条第２項に、一つ、基礎的な知識及び技能を習得させる、一つ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の

能力を育む、一つ、主体的に学習に取り組む態度を養うと規定されており、これを学力と定義しております。

全国学力・学習調査の目的は、ただいま議員からお話をいただいたとおりで、「児童生徒の学力や学習状況を把握・分析と課題の検証と改善」にあります。

教育委員会としまして、本町指導主事と小・中学校の学力向上を担当する教職員等が集まり、分析と改善点について研修を行いました。また、各学校においては校内学力向上推進委員会を開き、全国学力・学習状況調査の分析結果の確認と改善策の検討を進め、職員会議等で情報の共有をしております。更に、当該学年においては各個人の個票と「全国学力・学習状況調査の考察と今後の取組」と題するプリントを作成し、当該保護者宛てに配付したところです。

学力の向上は教員の指導力に負うところが多く、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための指導力向上が求められています。そこで、千葉県教育委員会が推奨する「思考し、表現する力」を高める実践モデルプログラムを活用した事業改善をしたり、千葉県北総教育事務所指導主事等を招聘し、専門的な立場から各教員の授業への指導と助言をいただいているところです。今後も教員の指導力向上による授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて指導してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。研修や様々な対策をしているとのことですが、その上で学力向上や学習環境の改善に向けて、内容的な部分で具体策があれば教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

学習環境の改善に向けての具体的な対策としましては、先程の答弁と重複するところもありますが、一つ、学校に配置した電子黒板の活用やノートパソコンを活用

した授業展開、一つ、デジタル教科書を活用し視覚的に捉えやすい資料の活用、一つ、主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善、一つ、漢字・計算の問題を定期的に行うチャレンジタイムの実施、一つ、発達段階に応じ家庭学習カードを用いた家庭学習の習慣化を図る取組、一つ、図書まつりや読み聞かせ、読書クイズなど、読書活動の推進など様々な取組を行っていくこととしております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

デジタル機器を用いたICT教育というのは、これから鍵になってくるかと思います。以前の質問でも触れさせていただきましたけれども、デジタル機器を取り入れたことによる効果の検証や児童生徒、先生方の実感など、もし調査しているものがあれば教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

小中学校の教職員にICT機器を導入する前と比較して、その効果を聞いたところ、次のような感想が上がってきております。

一つ、耳だけの情報や文字からの情報が入りづらい児童にも視覚的に資料を提示することで、ユニバーサルデザインを意識した授業を展開することが出来、授業の幅が格段に広がった。

一つ、人前で発表することが苦手な子にとって、ICT機器を活用することで、自分の意見や考えをタブレットを通してみんなに伝えることができ、それぞれの考えを共有することで、思考を深めることが出来ている。

一つ、電子黒板については、画面が大きくて見やすいので、資料を拡大提示したり、画面上で直接操作出来るので、子供達の興味や関心を引き出す手立てとして大変役立っているなど、ICT機器は、現場の教職員にとって、子供達の学習意欲を引き出す重要なツールとなっております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

効果が実感出来ているということで、ひとまず安心いたしました。ですが、この I C T 教育の効果というものは、まだまだ伸び代があるように思います。と同時に、マイナス面もあります。ですから、今後も様々な検証を重ねて、効果的に I C T 教育を進めていただければと思います。先生方のご努力にも感謝したいと思います。

次に、質問要旨 2、小学生の考える力を育む取組についてお聞きいたします。

第 1 回学校評価アンケートの結果を見ると、「よく考える子」という項目、いわゆる知力の知の部分の他の項目と比べて肯定度が低かったようです。これはあくまで保護者の方からの目線ということですので、もしかしたら現場の先生方や生徒達の考えとは意見の差があるかもしれません。しかしながら、これからの時代、自らの考える力や好奇心を持つことは特に大事になってくるように思います。これは学校の勉強だけではなく、社会教育なども影響してきます。

我が町は、大人の生涯学習に関しては充実しているように思いますけれども、子供達を対象にしたものはまだまだ少ないと感じます。子供達の興味関心を引き出して、ひいては考える力につながるような取組をもっと充実させることは出来ないのか伺いたいと思います。

議長（板寺正範君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

学力の向上は、学校教育だけで身につくものではありません。家庭教育・学校教育・社会教育の中で育まれます。いわゆる生涯学習はそれら三つの教育を包括する教育の姿として捉えられます。

また、学校教育法第 3 1 条にも「児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体、その他の関係団体及び関係機関との連携」という条文がございます。学校教育と社会教育の連携がうたわれております。生涯学習係としましては、地域協働本部を設置し、コーディネーターを配置して、

学校教育と社会教育の連携を進めているところです。

一例としまして、5年生の稲作に関する授業では農業委員会と学校を結びつけ、稲作の授業の指導に当たったり、3年生の東庄町調べでは児童の興味・関心に応じた人材をコーディネーターが探し、学校との連携を進めていたりしております。

また、町公民館行事としましての講座にも生徒の興味・関心を高めるために、例えば自然観察会などの講座を設定しております。しかしながら、小中学生向けの講座は決して多いものではありません。今後は小・中・高校生向けの様々な講座を考え、生徒の興味・関心を引き出し、強いては考える力が育まれるような学びの場の提供をしていきたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

是非検討だけではなくて、実現するところまで進めていただきたいと思えます。そこで、新たな講座の実現に向けて、どのようなプロセスを経て案を出し、検討に進めていくのかを伺います。

例えば、町民側からの提案というのも選択肢のうちに入るのでしょうか。これも例えばですけれども、私はこういうスキルを持っているので、子供達にこんな体験をさせてあげたいとか、そういった感じの提案を選択肢に入れるつもりはあるのかを伺いたしたいと思います。

議長（板寺正範君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

児童・生徒向け講座の実現については、講座のパンフレットを配付するなど呼びかけを行い、自然体験学習や歴史講座等の周知を図ってまいります。しかしながら、中学生は、土日を含めて学校部活動が実施されており、なかなか時間が取れず、講座を開設しても参加者が少ないという現状があります。

新たな生徒の講座の実現に向けては、部活動の地域展開が進められている中、東庄町でも東庄町地域部活動検討委員会を設置し、その在り方等について検討をして

おります。そして、土日における地域クラブの活動が活発に行われるよう町内のスポーツ団体・文化団体に呼びかけを行っているところです。現在、12の団体から賛同をいただき、その一覧表が出来ました。この一覧表を生徒等に配付し、地域クラブに参加出来るよう働きかけを行ってまいります。

また、児童における放課後子ども教室の講座の増設をしたり、長期休業中や土日における講座等を開設したりしていく予定です。今後も様々な団体に広報活動を行い、児童生徒が多く体験学習が出来るよう生涯学習の充実を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

12もの団体から賛同を得て、一覧表まで出来ているということで、着々と進められているようで良かったです。保護者の方々の安心にもつながると思います。講座への参加者が少ないというのはちょっと残念ですが、アナウンスの方法や講座の魅力を上げるなど、是非お願いしていきたいと思います。

この質問事項の最後に改めて申し上げたいのは、学力ばかりが教育ではないという大前提に立って質問をさせていただいているということです。がしかし、ある程度学力というものが保障されないまま成長していくと自分を卑下する子供達が増えます。すると可能性を自ら狭めてしまいます。こんなにもったいない話はないわけです。私自身、今年度から指導に行っている高校で、生徒と触れ合う中、自己肯定感を失っている子供達が多いと感じます。AIの進歩というのも拍車をかけている場合があります。自分なんてと自らに低い評価を下してしまう子供が少しでも少なくなればいいなと思っております。

子供達は自らの頑張り次第で、なれないものはないと言えるくらいの可能性を秘めています。もちろんこれは学校や教育委員会などの力だけではどうにもなりません。家庭教育というものや、いわゆるしつけといったところも大きいわけです。まさに三位一体となって子供達を育て上げていく、そんな気持ちで町も動いていただきたいと思います。

様々な経験が出来る場を提供し、学力に関しても今より少しでも向上出来るように教育長のリーダーシップのもと進めていただけることを期待します。

加えて、先程の前田議員の質問ではありませんけれども、ホームページでの教育に関する発信がちょっと弱いのかなと感じます。今の保護者世代は若い方も多いです。きっとホームページの発信を頼りにしている方も多いと思いますので、いざ調べた時に不安にさせる内容では逆効果にもなりかねませんので、出来る限り公開出来るものは公開し、きちんと説明を添えた上で発信をして、安心して子育てが出来るような工夫をしていただければと思います。

それでは次に、質問事項の3、小中学生の運動環境についてということで、要旨の1、中学校グラウンドの整備に関してお尋ねいたします。

率直に中学校のグラウンドをもう少し手入れをしてほしい、整備をしてほしいという声を聞きますが、整備に向けての計画は現在あるのでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

東庄中学校のグラウンドの整備については、中学校からもグラウンド内の凹凸の解消や砂入れといった整備の要望が出ているところです。

教育委員会としましては、生徒達の運動環境を整えるべく、現地を確認した上で検討を始めており、その予算確保に動いているところであります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

これはまとまった予算のかかることですから簡単ではないと思いますが、1校しかない中学校であり、町の未来を担う子供達のためですので、是非前へ進めてほしいと切に願います。整備が進めば生徒のモチベーションアップにつながり、パフォーマンスの向上にもつながります。小学生にとっても、例えば、陸上大会やマラソン大会など、中学校のグラウンドを利用して今後更に使っていける可能性も広がるかもしれませんので、是非よろしく願いいたします。

次に、質問事項の4、放課後等デイサービスについてをお尋ねいたします。

要旨の1ですけれども、高まる需要にどう対応していくのかお聞きいたします。

そもそもですけれども、放課後等デイサービスというのは、障害のある子供や発達に特性のある子供達をサポートする。施設の一つです。

全国的に見ても、この放課後デイの需要が高まっています。私のもとにも、東庄町にそういった施設が欲しいという声が寄せられております。また、近隣の市町の放課後等デイサービスの空きもなくなってきており、新規に受付をしてもらえないという現実もあるようです。

私も以前の一般質問で、発達障害やグレーゾーンの子供達の現状について調査いたしました。やはり当事者のご家族の悩みというのは、一言では言い表せないものがありました。町に放課後等デイサービスがないために、町外にお子さんを送り迎えしなければならない、そういった負担を少しでも軽減出来ればいいなと思っているところです。もし町の方針や財政的な状況から、新たに建物を新設することが難しいのであれば、空き施設を利用して事業者を募るといったことは出来ないのでしょうか。

例えば、規模は小さくなくても、放課後等デイサービスを望む方々にとっては大きな希望になると思いますが、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の４番目の放課後等デイサービスについて、質問要旨１の高まる需要にどう応えるかについてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、放課後等デイサービスは町内になく、町外の事業所を子供達が利用している状況に不便を感じていることから、町内に設置してもらえないかとのご要望を、いろいろな場面で伺っております。

令和６年１０月現在、放課後等デイサービスを利用している子供は１３名おりまして、近隣市町の事業所を利用しております。

このような状況を受け、町でも放課後等デイサービスを町内に設置出来ないか、東庄町自立支援協議会療育検討会の中で、議員から質問がありました事業者を募ることを含め検討を行っております。

しかしながら、近隣事業所では人員等の問題により、設置は難しいとの回答がありました。

療育検討会の委員より、県外で大きく事業を展開している事業所に相談してみてもどうかと提案され、町からその事業所へ東庄町の現状を説明し、相談したところ、東庄町で放課後等デイサービスの事業を行うことを快諾していただきました。

現在、事業を行う場所を検討しており、新たに建築するには経費や時間を要するため、町の空き公共施設を活用し、早期に事業を実施出来るよう検討しております。

私からの答弁は、以上です。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

快諾していただけた事業所があるということで、これはとても町にとっては大きな一歩なのかなと思います。そこで、町の空き公共施設は、幾つかあるかと思います。こういった観点で場所を検討していますでしょうか。広さや学校からの距離など、そういったところでしょうか。また、検討段階では明言出来ないかもしれませんが、現時点で候補は出ているのか、併せてお尋ねいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの設備に関する基準によると、放課後等デイサービスは、様々な障害のある子供が安全に安心して過ごすことが出来るようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の子供の障害の特性に応じた工夫が必要であるため、発達支援室の他、昼食が取れる空間、静かな遊びの出来る空間、休息出来る静養空間などを確保することが必要となっています。

町には空き公共施設は幾つかございますが、放課後等デイサービス事業を行うためのこのような要件を満たしている施設は限られてきます。そのようなことから、条件に合うような施設を活用した放課後等デイサービスの設置に向け、具体的な候補地は明言出来ませんが、現在、早期に設置出来るよう検討しているところでございます。

私からの答弁は、以上です。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。選択肢が少ないということは、裏を返せばスピード感を持って出来る可能性もあると、そういったふうに取り組くことも出来るわけです。是非実現に向けて確実に進めていただければと思います。

需要に関しては、今後も増すように思います。

というわけで、放課後等デイサービスが我が町に出来れば、それは町の教育委員会の大きな前進となるはずです。教育課の皆さんとも是非うまく連携をしていただきまして、一人でも多くの子供達がよりよい環境で成長出来るよう、今以上に力を注いでいただければ幸いです。

私の方でも全力で協力していきたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わりといたします。

次に、日程第 6、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております清水満氏の任期が令和 7 年 2 月 19 日で満了となります。適任者でありますので、引き続き委員としてお願いをいたしたく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第４号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第４号、委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第４号は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時５０分からとします。

（午後 １時４０分 休憩）

（午後 １時５０分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて令和６年度東庄町一般会計補正予算（第４号）、日程第８、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて令和６年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第３号）以上、２案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第５号及び承認第６号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

承認第5号は、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求めるもので、衆議院議員総選挙が急遽実施をされたため、予算を編成したものであります。

補正内容ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,008万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,808万6,000円としております。

承認第6号は、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）の専決処分について承認を求めるもので、利用者の増加に伴い、時間外・休日勤務手当等の人件費が増加したため増額補正したものであります。

補正内容ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,488万1,000円としております。

両案件とも議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、10月8日に専決処分させていただいたものであります。同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

承認第5号、専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

これは、先程、町長の提案理由にもありましたとおり、急遽、衆議院が解散されたことにより衆議院議員総選挙が10月27日に施行されることに伴い、令和6年度一般会計において経費の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、10月8日に専決処分したものでございます。

それでは、歳出から申し上げますので議案書の9ページをお願いいたします。

2款・総務費、4項・選挙費に3目・衆議院議員総選挙費を新たに設け、報酬や職員手当等の人件費や消耗品等の需用費、郵送料等の役務費等の必要経費を計1,008万円計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。8ページをお願いいたします。

16款・県支出金、3項1目・総務費、委託金844万円は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき交付される予定のものです。

なお、歳入が歳出に不足する分164万円につきましては、20款・繰越金より前年度繰越金を補正いたします。

以上で、承認第5号、専決処分による令和6年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認くださいますよう、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、承認第6号、専決処分の承認を求めることについての内容のご説明を申し上げます。

令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）につきまして10月8日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費97万円の増額補正は、1項1目・一般管理費、3節・職員手当等について訪問件数の増加に伴い、時間外勤務、休日勤務が増加したため、人件費について増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は97万円の増額、歳出合計で3,488万1,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

1款・事業収入97万円の増額については、訪問件数の増加に伴い、1目・居宅介護サービス費収入が増加するため、歳出補正で計上した人件費の増額分について増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は97万円の増額、歳入合計で3,488万1,000円となります。

以上で専決処分による訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、承認くださいますよう、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて令和6年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第7号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について承認を求めるものであります。

処分の内容は、令和6年6月11日に発生した職員の交通事故について、相手方と和解し、損害賠償の額について決定したものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、11月5日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、承認第7号、損害賠償の額の決定及び和解についての内容を申し上げます。

議案書24ページをお願いいたします。

先程の町長の提案理由にもございましたが、処分の内容は、令和6年6月11日に発生した職員の交通事故について相手方と和解し、損害賠償の額について決定したものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年6月11日、当町職員が運転する公用車で香取市阿玉川地先において対向車と衝突する交通事故を起こしました。その際、事故現場に隣接する相手方所有の事業所のフェンス、車両、エアコン室外機、事務所壁にも衝突し、損害を与えております。本案件の処分は、この損害に対するものでございます。

当該事故につきましては、25ページの和解条項の内容で和解し、当該事故にか

かる損害賠償の額を決定したものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年11月5日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

今後このような交通事故が発生しないよう、職員の適正なる安全運転管理に努めてまいり所存でございます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10、議案第38号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてから日程第12、議案第40号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまで、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第38号、第39号及び第40号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。国におきましては、令和6年度の人事院勧告に基づき、月例給与及び期末勤勉手当の引上げ等が閣議決定をされております。

千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在県議会に提案されているところであります。これを受けまして、本町におきましても、国県に準じた給与改定を実施するため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第38号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職員の給料表及び期末勤勉手当の改定を、議案第39号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、常勤の特別職の期末手当の改定を、議案第40号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の給料表の改定が主な内容となっております。

以上3議案につきまして提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第38号、第39号及び第40号の内容を説明いたします。

町長の提案理由にもありましたように、国県に準じた給与改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

初めに、議案第38号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例の改正内容についてご説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

初めに、本改正条例の全体構成を説明いたします。この改正条例は2条立てになっており、各条文とも同一の条例を改正するものとなっております。これは一つの条例を施行期日を分けて改正する必要があるため、2条建てに分けたものとなっております。

続いて、改正内容についてご説明いたします。参考資料の1ページから4ページの新旧対照表及び別紙の改正概要をご覧ください。

なお、新旧対照表につきましては、給料表の記載については省略させていただいておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、別紙の改正概要に沿ってご説明いたします。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、民間給与との較差是正を図るため、国の人事院勧告及び千葉県の人事委員会勧告に準じて、給料及び職員手当を引上げ改定するものでございます。

改正内容の1点目は、給料月額引上げ改定を行うものでございます。

給料表につきましては、議案書の27ページから57ページに改正後の給料表を掲載しておりますが、各種給料表を引上げ改定するものでございます。

行政職給料表（一）について申し上げますと、初任給を高校卒で2万3,600円、大学卒で2万3,200円引き上げる他、若年層に重点を置いて全ての級・号級について引き上げをいたします。

また、その他の給料表につきましても、行政職給料表（一）との均衡を考慮して引き上げいたします。

なお、平均改定率は3.04%となります。

2点目は、期末勤勉手当の支給割合の引上げでございます。

民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.1月分引き上げるもので、年間4.5月分の支給割合を4.6月分に引き上げるものでございます。

この引上げ分は、期末手当と勤勉手当のそれぞれに0.05月分を上乗せし、合計として0.1月分を引き上げいたします。

また、（1）の表にありますとおり、令和6年度につきましては、12月期に0.1月分を上乗せし、令和7年度以降につきましては、6月期と12月期の平準化を

図るため、各期別のそれぞれに0.05月分を上乗せして、合計0.1月分を引き上げております。

なお、再任用職員についても同様に引き上げとなりますが、支給割合は0.05月分の引上げとなっております。

また、会計年度任用職員につきましては、表（１）の再任用職員以外の職員に準ずる規定としていることから、0.1月分の引上げとなります。

３点目に、改定の時期につきましては、給料表については令和6年4月1日に遡及して適用いたします。

期末勤勉手当については、令和6年12月期から適用いたしますが、先程説明したとおり、令和7年度以降の支給割合については、令和7年4月1日から適用いたします。

議案第38号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第39号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について説明いたします。

議案書60ページをお願いいたします。また、併せて参考資料5ページ及び別紙の3ページをご覧ください。別紙3ページの改正概要に沿って説明いたします。

改正の内容といたしましては、特別職の期末手当の支給割合の改定でございます。現状、常勤の特別職の期末手当の支給割合につきましては、一般職の期末手当及び勤勉手当の合計の支給割合と同率としているところでございます。

先程ご説明しました一般職の期末勤勉手当の0.1月分の支給割合の引上げに合わせて、特別職の期末勤勉手当においても0.1月分の引上げを行う内容であり、令和6年12月期の支給分から適用するものでございます。

なお、改正条例第2条では、一般職と同様に令和7年4月以降において、年0.1月分の引上げを6月期と12月期で平準化するため、6月期と12月期、それぞれで0.05月分を引き上げる改定をしております。

議案第39号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第40号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について説明いたします。

議案書62ページをお願いいたします。

議案第40号は、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、東庄町会計年度任用職員の給料表の改定を行うものでございます。

会計年度任用職員の給料表につきましては、同一労働同一賃金の原則から、一般職の職員の給料表を基礎としております。

議案第３８号でご説明いたしました一般職の職員の給料表の改正に伴い会計年度任用職員の給料表についても同様に改正をするものでございます。

なお、改定の実施時期につきましても、一般職の職員の給与条例と同様に、令和６年４月１日に遡及して適用をいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第３８号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第41号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第41号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和7年1月より、印鑑登録証の様式変更をされることに伴う所要の改正及び印鑑証明書を申請する際の手続きについて改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(板寺正範君)

町民課長、香取康成君。

町民課長(香取康成君)

それでは、議案第41号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料20ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

初めに、第6条第3項の改正についてご説明いたします。

令和7年1月より、現在使用しています印鑑登録証をカード式の登録証へ変更いたします。

なお、この改正につきましては、別途、施行規則の改正により行われるものとなります。

改正後は、印鑑登録証に交付記録欄を設けないことより、第6条第3項に規定します再交付申請事由から交付記録欄満了による事由を削除する改正となっております。

次に、第13条第1項の改正についてご説明いたします。

印鑑登録証明の申請を行う際、窓口申請では印鑑登録証を添えて申請する取扱いを行っております。

現在、コンビニでの申請においては、印鑑登録証を使用せず、個人番号カードを使用して申請出来ることから、窓口においても証明書を申請する際に、印鑑登録証を忘れた場合であっても、本人が来庁し、かつ規則で定める書類、こちらは個人番号カードを規定しておりますけれども、こちらを提示することにより、特例として証明の申請が出来る規定を追加する改正となっております。

続きまして、附則の説明を申し上げます。議案書の78ページをお願いいたします。

この条例は、令和7年1月1日から施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第４１号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第４２号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第４２号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本計画につきましては、令和３年９月定例会で議決をいただいた計画でございますが、事業内容に変更が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定によりまして、議会の議決をいただきたく提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議案第４２号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について内容の説明を申し

上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、過疎地域持続的発展計画の事業内容に変更が生じました。このため、千葉県と協議を行い、8月13日付で事前協議が、8月20日付で正式協議が終了しております。今回、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき議会の議決をいただくものでございます。

それでは、参考資料及び別冊の過疎地域持続的発展計画により説明をさせていただきますので、参考資料21ページの新旧対照表をお願いいたします。

左端、区分には、別冊の過疎地域持続的発展計画のページを記載してございます。

最初に、1、基本的な事項、(4)地域の持続的発展の基本方針、②個性を生かしたにぎわいづくり(産業・移住定住)の中で令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、人・農地プランが法的化され、市町村が地域計画を策定することとなったため、人・農地プランを地域計画に修正いたしました。

次に、12ページからの2、移住・定住地域間交流の促進、人材育成、(1)現状と問題点、イ、地域間交流、人材育成について、当町ではICT等の技術を活用した人材が不足している現状であり、町の新しい産業を支えるものとしてICTを使いこなす人材の確保が急務であることを本文中の文言に追加します。

次に、参考資料を1枚めくっていただいて、区分12ページから13ページにかけてのウ、人材育成について、過疎地域持続的発展支援事業制度におけるドローン操縦技術を含めたICT活用人材の育成及びドローンに対する地域の住民理解の取組を検討することを本文中の文言に追加します。

次に、13ページの(3)計画、事業計画(令和3年度～令和7年度)の事業内容について、先程申し上げましたドローン操縦技術を含めたICT活用人材の育成及びドローンに対する地域の住民理解の取組を検討することを過疎地域発展支援事業により行うため、人材育成の内容に過疎地域持続的発展支援事業を追加します。

次に、15ページにございます、3、産業の振興、(2)その対策、ア、農林水産業の振興について、農産物を活用出来る拠点の整備について検討するを整備を推進するに修正し、また、人・農地プランを地域計画に修正します。

参考資料24ページをお開きください。

区分16ページでございます。エ、観光の振興について、新宿地先の国道356号バイパス沿いに新設する公園整備のため、公園の新規整備などを通じた、の文言

を追加いたします。

次に、17ページにございます(3)計画、事業計画(令和3年度～令和7年度)の事業内容について、産業の振興事業の内容に変更が生じたことにより、本文中の表に記載される文言の追加を行います。

次に、22ページから25ページにかけての5、交通施設の整備、交通手段の確保、(3)計画、事業計画(令和3年度～令和7年度)の事業内容について、市町村道、道路の内容に変更が生じたことにより、本文中の表に記載されている町道の追加、修正を行います。

参考資料を1枚めくっていただいて、続きまして27ページから28ページにかけての6、生活環境の整備、(1)現状と問題点、ウ、消防・防災について、災害時においては被災状況の確認、安全な避難経路の確認、支援物資の輸送、情報伝達の補助、罹災証明書の迅速な発行等が求められていることを本文中の文言に追加します。

次に、区分29ページにドローンを活用した災害対策の文言を追加します。

次に、6、生活環境の整備、(3)計画、事業計画(令和3年度～令和7年度)の事業内容について、30ページの防災防犯の内容に、先程申し上げましたドローンを活用した災害対応を行うため、過疎地域持続的発展支援事業を追加します。

参考資料をもう一度めくっていただいて、参考資料28ページになります。

次に、区分32ページの7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(1)現状と問題点、イ、高齢者福祉について、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯では移動手段が限られることから買い物等に不便を来たす方が増加していることを本文中の文言に追加いたします。

次に、区分35ページにドローンを活用した買い物代行等支援の文言を追加します。

次に、区分36ページから37ページにかけての(3)計画、事業計画(令和3年度～令和7年度)の事業内容について、37ページ、高齢者・障害者福祉の内容に先程申し上げたドローンを活用した買い物代行等支援を行うため、過疎地域持続的発展支援事業を追加します。

なお、別冊の過疎地域持続的発展計画は、変更後のとおりとなります。

また、令和3年9月策定後、3度の変更は軽微な変更でありましたので、議決を

要しない変更となっております。

以上で東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第４２号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第４３号、町道路線の廃止について、日程第１６、議案第４４号、町道路線の認定について、以上２案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第４３号、町道路線の廃止について及び議案第４４号、町道路線の認定についてを一括して提案理由を申し上げます。

両案の内容は、国県道の供用開始に伴い必要となった町道路線の廃止、そして認定について提案させていただくものでございます。

議案第４３号、町道路線の廃止については、国道３５６号バイパスの供用開始に伴う町道路線の廃止でございます。

議案第４４号、町道路線の認定につきましては、国道３５６号バイパス及び一般県道下総橋停車場東城線バイパス、通称北ルート of 供用開始に伴う町道路線の認定でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、議案第４３号、町道路線の廃止について、議案第４４号、町道路線の認定についてを一括して議案内容の説明を申し上げます。

最初に、議案第４３号、町道路線の廃止についてでございます。議案書の８１ページをお願いいたします。

町道１０９０号線、延長約５１６メートルの町道の廃止でございます。

８２ページの廃止路線図をご覧ください。

緑色に表示された路線が今回廃止しようとする町道１０９０号線です。これは千葉県が施工しました一般国道３５６号バイパスに伴い、認定している町道の一部がバイパスとなったため、町道１０９０号線を一旦認定廃止するものでございます。

続きまして、議案第４４号、町道路線の認定について説明をいたします。８４ページをお願いいたします。

これは一般国道３５６号バイパスの機能補償として、千葉県が整備したバイパスの南側に並行に走る側道をバイパスの供用開始に伴い、千葉県から東庄町へ移管するものが３路線、廃止した町道を新たに認定するものが１路線、北ルート of 関係で１路線、合計５路線、総延長約７，２８９メートルを新たに認定するものであります。

認定路線図に赤色で着色表示した路線が今回町道として認定しようとするものでございます。

８６ページをお願いいたします。

香取市境から一般県道旭笹川線までの約１，３６３メートルの側道を町道１０９号線に認定するものです。

８７ページをお願いいたします。

笹川開門橋付近から菰敷橋北側の農道までの側道約２，１４４メートルを町道１０９号線に認定するものです。

８８ページの認定路線図をお願いいたします。

黒部川新橋左岸付近から菰敷橋北側の農道までの側道約１，５４４メートルを町道１１０号線に認定するものです。認定路線図の下側にある町道１１０号線については、先程説明しました町道１０９号線がバイパスの一部になったため一旦廃止して再び認定するものであります。延長は約４７１メートルとなります。

戻りまして、８５ページの認定路線図をお願いいたします。

国道と県道の石出地先の交差点からエービンの交差点前までの一般県道下総橋停車場東城線の一部、延長約１，７６５メートルを町道０１０号線として認定するものです。

この県道については、現在、千葉県香取土木事務所が一般県道下総橋駅停車場東城線、通称北ルートの整備を進めておりますが、北ルートの全区間の供用開始後に千葉県から東庄町へ移管を受けることになっております。千葉県の事務処理要領により、県道等を市町村に移管する場合は移管前に町道に認定する必要があるため、今回認定するものであります。

なお、県から町へ移管が済むまでは、当面、県道と町道の両方で認定されることになり、県道の認定が外れるまでは、県が今までどおり県道として管理をいたします。

以上で議案第４３号及び第４４号の内容の説明を終わりにします。ご審議の上、可決くださいますよう、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第43号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第45号、財産の取得について（追認）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第45号、財産の取得について提案理由を申し上げます。

本件は、議会の議決を経ずに行った財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定による議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、議案第４５号、財産の取得について（追認）についての内容の説明を申し上げます。

他の自治体において、必要な議決を経ずに教師用教科書等を購入していた事実が報道されたことを受け、教育課で担当する契約を確認したところ、令和６年４月１日契約の令和６年度教師用教科書、教師用指導書、教師用教材の購入にかかる財産の取得につきまして、議会の議決を経ずにいたことが判明いたしました。これは４年に一度行われている教科書の改訂で、令和６年度に小学校の教科書が改訂となり、そのため教師用の教科書等も改訂後の新しい本で授業を行う必要があることから、令和６年４月１日契約により購入したものです。

取得した財産の内訳は、教師用教科書を５０６冊、教師用指導書５７７冊、指導用デジタル教科書他２０冊、学習用デジタル教科書ライセンス７３８冊の合計１，８４１冊、総額９６６万６，２０９円でございます。

つきましては、当該財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

９番、大網正敏君。

９番（大網正敏君）

少し伺いいたします。財産の取得ということなので、財産ということで、どのように処理するのか。そして４年に一遍の交代ということなので、そこら辺はどのように今後やるのか、どのようにするのか伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、財産の取得をした際の手続き関係なのですけれども、こちら公会計マニュアル及び耐用年数表には図書に関する記載がないため、図書に関しては物件品扱いとして支出計上となると考えます。また、図書に関しては、公会計にないものですから、学校法人の会計基準を参考とした場合は、通常、その使用期限が短期間である図書は取得した年度の消費支出物件費として計上します。長期間にわたって保存使用することが予定される図書は固定資産とします。ただし、この時、図書は償却資産として取り扱わないものと判断するということになっておりまして、今回の教科書関係につきましては物件費扱い、消耗品扱いとして償却資産には該当しないというふうな形で捉えております。

もう一点、今後の対応です。今後は、当該年度にはあらず、その前年度において契約行為を行い、前年度の3月の議会において議決を経た後に物品を購入、納入するという形を取ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

9 番（大網正敏君）

了解しました。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第45号、財産の取得について（追認）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後３時５分からとします。

(午後 ２時５５分 休憩)

(午後 ３時０５分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１８、議案第４６号、令和６年度東庄町一般会計補正予算（第５号）から日程第２３、議案第５１号、令和６年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）まで、以上、６案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第４６号から議案第５１号まで、一般会計の他、特別会計４件、企業会計１件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第４６号、令和６年度東庄町一般会計補正予算（第５号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７０億９，８３４万６，０００円とするものでございます。

この他、第２条で債務負担行為の追加及び変更について規定をしております。

主な補正内容でございますが、先程議案第３８号から第４０号において可決をいただきました一般職、特別職、会計年度任用職員の給与改定などによる増額を行っております。また、時間外手当について各款の増額補正を行っております。

総務関係では、ふるさと納税の増収見込みに伴い、受入れに必要な記念品等の委託料を増額補正しております。

民生関係では、自立支援給付費を初めとした障害者関係の扶助費や制度改正に伴う児童手当について増額補正をしております。

農林水産関係では、水路に繁茂した特定外来生物の駆除費用への補助金について新規計上をしております。

教育関係では、中学校の教師用図書の購入費用や物価高騰に伴う給食材料費について増額補正をしております。

歳入につきましては、国県補助金、そして寄附金等を補正し、歳出に不足する分につきましては、繰越金を補正しております。

続いて、議案第47号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,334万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億43万5,000円とするものでございます。

この補正につきましては、保険給付費の増額、給与改定に伴う人件費等の増額並びに保険基盤安定繰入金の減額等を盛り込むものでございます。

続いて、議案第48号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,408万1,000円とするものでございます。

この補正につきましては、保険基盤安定負担金の減額を盛り込むものでございます。

続いて、議案第49号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,597万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出において職員の給与改定に伴う人件費の増額補正をするものでございます。

財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第50号、令和6年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,651万5,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で介護給付費と人件費等の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、主に繰越金と一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第51号、令和6年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正は予算第3条に定めた収益的支出の補正でございます。営業費用に75万円を追加し、事業費用総額で4億3,221万5,000円にするものでございます。

この補正につきましては、漏水調査に対する委託費と給与改定に伴う増額補正をするものでございます。また、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を15万円増額し、2,739万6,000円とするものでございます。

以上、議案第46号から議案第51号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては各課長、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の99ページをお願いいたします。

まず、人件費全般についてご説明いたします。先程、町長の提案理由にもございましたように、議案第38号から第40号において可決いただきました一般職、特別職、会計年度任用職員の給与改定などにより、1款から9款までの1節・報酬、2節・給与、3節・職員手当等、4節・共済費について増額補正しております。

その内容について、1節・報酬及び9節・給与では合計2,337万1,000円の増、3節・職員手当等では合計1,252万8,000円の増、4節・共済費では合計269万6,000円の増となります。

このうち時間外勤務手当は給与改定の遡及適用や台風の災害対応、事務繁忙などに伴い、当初見込みより増加したことから120万円を増額補正しております。

なお、以降は、ただいま申し上げました人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは、2款・総務費から説明させていただきます。

2款・総務費、1項1目・一般管理費の10節・町制施行記念事業26万円。こちらは町制施行70周年記念事業費として、周知用の横断幕などの費用を新規計上しております。

5目・企画費の11節・ふるさと納税納付手数料10万円及びふるさと納税記念品等委託料500万円。こちらは、ふるさと納税の増収見込みに伴い、ふるさと納税の受入れに当たり必要となる経費を増額補正するものです。ふるさと納税は、今年度の収入見込みとして、対当初予算で1,000万円増の合計2,300万円を見込んでおります。

100ページをお願いいたします。

次に、2項2目・賦課徴収費の12節・申告事務補助委託料72万4,000円。こちらは税務申告事務において税務職員10名中8名が申告事務に当たり窓口業務が手薄になることから、申告時期の窓口業務のサービス向上及び業務環境の改善のため、派遣職員1名により事務委託を行うものであります。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の合計218万4,000円。先程の人件費の説明と一部重複いたしますが、令和6年12月からのマイナ保険証の利用開始に伴うマイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の2名の増員費用となります。こちらは国庫補助対象事業となります。

101ページに移りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の19節・扶助費の合計2,107万9,000円。自立支援給付費を初めとした障害者関係の扶助費について受給者やサービス利用の増により増額補正するものです。事業費の一部に国県の負担金が措置されております。

27節・繰出金の合計419万円。国保、訪問看護、介護保険特別会計への繰出

金で、先程申し上げました給与改定に伴う繰出金や被保険者数確定による基盤安定関係の繰出金の補正となります。このうち基盤安定関係の繰出金の一部に国県の負担金の措置がございます。

102ページをお願いいたします。

3目・後期高齢者医療事務取扱費のうち、18節・千葉県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金マイナス94万7,000円。令和5年度負担金の精算に伴う減額補正となります。

27節・繰出金マイナス299万2,000円。後期高齢者医療特別会計について、被保険者数確定に伴う基盤安定関係の繰出金の減額補正となり、財源の県負担金についても減額となります。

2項2目・児童措置費の19節・児童手当910万5,000円は、児童手当の制度改正に伴う支給額の増額補正となります。こちらは、国交付金が措置されております。

22節・償還金利子及び割引料の合計124万8,000円。こちらは過年度に実施された給付金などの精算に伴う返還金となります。

1ページ飛ばしまして104ページをお願いします。

5款・農林水産業費、1項5目・農地費、18節・多面的機能支払交付金23万9,000円。こちらは農地法面や農道路面維持などに対する交付金となり、実施面積の増などによる増額補正となります。県による一部補助金がございます。

同節・国営造成施設県管理費負担金20万6,000円。新川排水機場の電気設備老朽化による修繕工事に伴い、負担金を増額補正するものです。

同節・外来水生植物防除事業補助金50万2,000円。新規事業費として菰敷区、新宿区境の水路に繁茂している特定外来生物のナガエツルノゲイトウ駆除費への補助金となります。こちらも県による一部補助金がございます。

105ページをお願いします。

9款・教育費、1項2目・事務局費の14節・通学路防犯灯設置補修工事費50万円。防犯灯補修工事や町内一斉点検の実施などにより工事費が不足することから増額補正するものです。

106ページをお願いします。

3項・中学校費、1目・学校管理費の10節・教師用図書380万6,000円。

令和7年度教科書改訂に伴う教師用指導書やデジタル教材67件の購入費用です。例年は当初予算により4月当初に購入しておりましたが、教科書改訂による標準期間確保のため、また11月に改訂単価が判明したことにより増額補正するものです。

107ページをお願いします。

5項1目・社会教育総務費、10節・電気料41万円。憩いの里を含む旧橘小学校の電気料が当初見込みより不足することから増額補正するものです。

次に、2目・公民館費の合計23万円。新規事業としまして、来年3月に町制施行70周年記念事業として町公民館において平忠常と東庄をテーマに歴史シンポジウムを実施するための経費を増額補正するものです。

108ページをお願いします。

4目・文化財保護費、13節・車両借上料28万円。こちらは埋蔵文化財包蔵地内の土木工事などに伴う調査のため、建設車両借上料です。調査の増額等に対応するため増額補正するものであります。

次に、6項1目・保健体育総務費、1節・スポーツ推進委員報酬52万円。スポーツ関連行事や会議数などの増加により増額補正するものです。

3目・学校給食費、10節・給食材料費713万5,000円。物価高騰に伴い、給食材料費が不足することから増額補正するものです。4月から11月までの給食材料費は、当初予算見込みとの比較で、率にして約13%増加していることから、不足額について増額補正いたします。

次に、12款・諸支出金、1項1目・基金費の24節・東庄ふるさと応援基金積立金1,000万円。こちらも先程2款・総務費でご説明しましたふるさと納税の1,000万円の増額見込みに伴う積立金の歳出補正となります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが議案書の97ページをお願いいたします。

初めに、15款・国庫支出金、1項1目1節・障害児者福祉費負担金の合計946万円。歳出補正で申しあげました民生費、障害者関連の扶助費に対する国庫負担金となります。

3節・児童手当国庫負担金1,056万3,000円。歳出補正で申しあげました民生費、児童手当に対する交付金となります。

4節・国民健康保険基盤安定負担金60万1,000円。歳出補正で申しあげま

した民生費、国保特別会計の繰出金に対する国庫負担金となります。

次に、２項１目１節・マイナンバーカード交付事務費補助金１９４万８，０００円。歳出補正で申し上げました総務費、マイナンバーカード交付事務に係る経費への補助金となります。

続きまして、１６款・県支出金、１項２目１節・障害児者福祉費負担金４７３万円。こちらは先程１５款で申し上げました同名の国庫負担金と同様の県負担金となります。

４節・国民健康保険基盤安定負担金マイナス８６万９，０００円及び５節・後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金マイナス２２４万４，０００円。歳出補正で申し上げました特別会計への繰出金に対する県負担金で、被保険者数の確定による減額補正となります。

２項２目３節・重度心身障害者医療給付改善事業補助金１０８万１，０００円。歳出補正で申し上げました民生費、重度心身障害者医療費に対する補助金となります。

４目５節・農地費補助金の合計５１万３，０００円。歳出補正で申し上げました農林水産業費の同名事業に対する補助金となります。

続きまして、１８款・寄附金、１項２目１節・指定寄附金のうちふるさと応援基金１，０００万円。ふるさと納税の増収見込みによる歳出補正で申し上げました諸支出金の同名基金への積立をするものであります。

同節・指定寄附金として、障害福祉関係で１００万円。有限会社ブライトピック千葉様から指定寄附をいただいております。こちらは歳出補正のうち民生費で障害者福祉事業へ充当しております。

９８ページに移りまして、同節・指定寄附、子育て関係で４５万１，０００円。明治安田生命様から指定寄附をいただいております。こちらは歳出補正の民生費で子育て関連事業への財源振替を行っております。

一つ飛ばしまして、２１款・諸収入、５項３目５節・雑入の雇用保険個人負担分８，０００円。歳出補正で申し上げました総務費、マイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の雇用保険の個人負担分となります。

同節・千葉県後期高齢者医療給付費負担金６９３万６，０００円。こちらは令和５年度負担金の精算によるものです。

最後に、歳入が歳出に不足する5,608万2,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を充当するものです。

続いて、94ページをお願いします。

第2条の債務負担行為の補正となります。債務負担行為の補正、追加2件と変更が1件ございます。

まず、追加のうち、ちば電子調達システム提供業務については、県内で共同利用している電子入札に係るシステム経費となります。次期システムとなる第四期システムに係る債務負担行為の設定で、期間は令和8年5月から令和13年4月までの5年間、限度額を1,317万4,000円として債務負担行為を追加設定するものです。

追加の2件目、複合機賃借料は、役場庁舎1階、2階事務室の高速印刷機及び複写機2台について、複合機2台へ更新するものです。既存機種の契約期間が令和6年度末までとなることから、入替にかかる準備期間確保のため今年度中に契約が必要となることから、債務負担行為を追加設定するものです。期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、限度額を363万円とするものであります。

2番の変更、こちらはちば電子調達システム提供業務について、ただいま申し上げました次期システムの仕様の確定に期間を要したことから、現在使用の第三期システムの延長契約が必要となったことに伴い、金額及び期間を補正するものです。

期間といたしましては、補正前は令和2年度から令和6年度としていたものを令和8年度まで延長するものです。

また、限度額として、補正前は897万3,300円としていたものを170万9,000円増額し、1,068万2,000円とするものです。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第47号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の118ページをお願いいたします。

初めに歳出でございます。

1 款 1 項 1 目・一般管理費、1 節・報酬から 4 節・共済費までは給与改定に伴い一般職員 3 名と会計年度任用職員 1 名の人件費を増額補正するものでございます。

2 款・保険給付費、1 項 1 目・一般被保険者療養給付費、2 項 1 目・一般被保険者高額療養費、次の 119 ページに移りまして、2 目・一般被保険者高額介護合算費、これらの給付費につきましては、10 月までの給付実績に基づき、1 年間の給付額を推計した結果、予算現額を上回る可能性が見込まれるため増額補正するものでございます。

なお、2 款の財源につきましては、歳入、5 款の県支出金で全額措置されます。

5 款 2 項 1 目・特定健康診査等事業費、1 2 節・委託料並びに 1 3 節・使用料及び賃借料は特定健診等の受診情報を取扱う健康管理システムが全国的に移行が進められています基幹業務システムの標準化によりシステム改修が実施され、システム事業者との契約内容が変更になったことに伴う費用の増減分となっております。

5 款 3 項 1 目・保健指導事業費、2 節・給料から 4 節・共済費までは職員 4 名の人件費で、給与改定に伴い 1 款と同様に増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の 117 ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目 1 節・普通交付金 6, 173 万 7, 000 円は、歳出、2 款の保険給付費の財源となる県支出金でございます。

7 款 1 項 1 目・一般会計繰入金、1 節・保険基盤安定繰入金、保険税軽減分マイナスの 155 万 8, 000 円は、低所得者の保険税軽減分を公費で補填する制度により、毎年 10 月末日現在の軽減額に基づき、繰入額を算定した結果、減額となるもので、一般会計の財源としては、県 4 分の 3、町の一般財源が 4 分の 1 となっております。

2 節・保険基盤安定繰入金保険者支援分 120 万 3, 000 円は、主に中間所得者層の税負担の軽減を目的に所定の割合で算定した結果、繰入額が増額となるもので、一般会計の財源は国 2 分の 1、県 4 分の 1、町の一般財源が 4 分の 1 となっております。

1 節と 2 節を合わせた保険基盤安定繰入金の増減は 35 万 5, 000 円の減額となります。

3 節・職員給与費等繰入金 160 万 2, 000 円は、歳出における人件費等の増

減額と連動して一般会計からの繰入額を増額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金36万5,000円。こちらは歳出5款の保険事業費の増額及び歳入7款・保険基盤安定繰入金の減額に伴い、その不足額を補うものでございます。

続きまして、議案第48号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の127ページをお願いいたします。

初めに歳出でございます。

2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金、18節・負担金補助及び交付金マイナス299万2,000円は、町が千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定負担金でございます。

これは低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度により、毎年10月20日現在の保険料軽減額に基づき負担額が算定されるもので、当初予算額に対する差額の減額となっております。

なお、この財源は一般会計からの繰入金となります。

続いて、歳入を説明いたしますので議案書の126ページをお願いいたします。

3款・繰入金、1項1目・保険基盤安定繰入金マイナス299万2,000円は、歳出、2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金の財源となる繰入金の減額分でございます。一般会計における財源は県支出金が4分の3、町の一般財源が4分の1となっております。

以上で議案第47号、48号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第49号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第4号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の132ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費109万2,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で、主

に職員の給与改定に伴う人件費について増額補正をするものでございます。以上の結果、歳出補正額は１０９万２，０００円の増額、歳出合計で３，５９７万３，０００円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。１３１ページをお願いいたします。

２款・繰入金１０９万２，０００円の増額については、歳出補正で計上した人件費について一般会計繰入金を増額するものでございます。以上の結果、歳入補正額は１０９万２，０００円の増額、歳入合計で３，５９７万３，０００円となります。

以上で令和６年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

続いて、議案第５０号、令和６年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第２号）について内容をご説明申し上げます。議案書の１４０ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

１款・総務費、増額補正の１３８万６，０００円は、職員の給与改定等に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、２款・保険給付費、増額補正の３００万円は、１項４目・居宅介護福祉用具購入費、増額補正１５０万円と２項４目・介護予防住宅改修費、増額補正の１５０万円によるものでございます。サービス利用者が増加したことによる不足分を増額補正するものでございます。

次に、３款・地域支援事業費、増額補正４６万５，０００円は、３項１目・包括的支援事業費で職員の給与改定によるものでございます。

以上の結果、歳出補正額は４８５万１，０００円の増額、歳出合計で１６億１，６５１万５，０００円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。１３９ページをお願いいたします。

７款・繰入金１８５万１，０００円の増額補正は、歳出補正で計上した人件費について一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、８款・繰越金３００万円の増額補正は、歳出補正で計上した２款・保険給付費３００万円の財源として繰越金を充当するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は４８５万１，０００円の増額、歳入合計で１６億１，

6 5 1 万 5, 0 0 0 円となります。

以上で令和 6 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、議案第 5 1 号、令和 6 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。

この補正につきましては、先程町長から提案理由がありましたが、漏水調査を行うための委託費と給与改定に伴う人件費の増額であります。

それでは、議案書の 1 5 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度東庄町水道事業会計補正予算(第 1 号)実施計画内訳書でございます。

収益的支出につきまして、第 1 款・事業費用、1 項・営業費用に 7 5 万円を増額し、事業費用総額 4 億 3, 2 2 1 万 5, 0 0 0 円にするものであります。

内訳といたしましては、2 目・配水及び給水費については、職員などの調査により、夏目、大久保、舟戸地先の間で漏水をしていると思われるため、その区間の漏水調査を業者に委託するための 6 0 万円の増額補正です。

4 目・総係費については、給料改定に伴い人件費を 1 5 万円増額補正するものであります。

戻りまして、1 4 7 ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。当年度純利益が既決予定額 4 6 0 万 7, 0 0 0 円から 7 5 万円減額となり、3 8 5 万 7, 0 0 0 円となります。

次に、1 4 8 ページの下段の下から 2 行目、資金期首残高ですが、決算によりまして 7, 5 8 2 万 7, 0 0 0 円減額し、1 2 億 9, 7 3 1 万 9, 0 0 0 円となります。これを合計しますと、資金期末残高では 1 1 億 9, 6 1 8 万 9, 0 0 0 円となる予定でございます。

続いて、1 4 9 ページは、給与費の補正後、補正前の明細書となっております。

以上で議案第 5 1 号、令和 6 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

ここで暫時休憩とします。再開は午後４時５分からとします。

(午後 ３時５５分 休憩)

(午後 ４時０５分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第４６号、令和６年度東庄町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４７号、令和６年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号、令和６年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１

号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和6年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和6年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第24、陳情第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情を議題とします。

職員に陳情の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

この陳情は会議規則第91条第1項の規定によりお手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため11日及び12日の2日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、11日及び12日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。12月13日の会議は議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時15分 散会）